

令和元年度

第1回 筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策(合同)協議会

日 時:令和元年 6 月 5 日(水)10:00～11:30

場 所:筑後川河川事務所 1階 第1・第2会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

1)規約改正

2)情報提供

- ・福岡管区气象台
- ・福岡県
- ・筑後川ダム統合管理事務所
- ・筑後川河川事務所

3)平成29年の出水被害対応

4)防災減災の取り組み

4. 閉 会

令和元年度 第1回 筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策(合同)協議会
出席者名簿

日時: 令和元年6月5日(水)10:00～
場所: 筑後川河川事務所 1階会議室

所属	区分			氏名	備考
	上流	中下流	矢部川		
久留米市長		○	○	大久保 勉	代理: 副市長 森望 随員: 防災対策担当部長 浜田克也
柳川市長		○	○	金子 健次	代理: 総務課長 平田敬介
八女市長			○	三田村 統之	代理: 防災安全課 消防防災係長 中島貴揮
筑後市長		○	○	西田 正治	随員: 防災安全課長 下川尚彦
みやま市長			○	松嶋 盛人	代理: 副市長 宮寄敬介 随員: 総務課長 柊島晋治
大川市長		○	○	倉重 良一	欠席
小郡市長		○		加地 良光	欠席
うきは市長		○		高木 典雄	
朝倉市長		○		林 裕二	随員: 防災交通課長 二宮正義
大刀洗町長		○		安丸 国勝	代理: 総務課 消防防災安全係長 白石敬一
大木町長		○	○	境 公雄	
広川町長		○		渡邊 元喜	代理: 協働推進課長 藤島達也
筑前町長		○		田頭 喜久己	
東峰村長		○		澁谷 博昭	
佐賀市長		○		秀島 敏行	代理: 副市長 伊東博己 随員: 消防防災課 地域防災係長 田中昭利 随員: 消防防災課 主査 真崎俊嗣
鳥栖市長		○		橋本 康志	代理: 総務課長 実本和彦 随員: 総務課 係長 古賀庸介 随員: 総務課 主査 井本慎太郎
神埼市長		○		松本 茂幸	欠席
みやき町長		○		末安 伸之	随員: 総務部 総務課 主任 井樋一馬
上峰町長		○		武広 勇平	代理: 総務課長 高島浩介
吉野ヶ里町長		○		伊東 健吾	欠席
基山町長		○		松田 一也	欠席
大牟田市長			○	中尾 昌弘	代理: 都市整備部 防災対策室長 栗原敬幸
小国町長	○			渡邊 誠次	随員: 総務課 審議員 佐藤則和
日田市長	○			原田 啓介	随員: 防災・危機管理課長 新原守人
玖珠町長	○			宿利 政和	欠席
九重町長	○			日野 康志	代理: 危機管理情報推進課長 佐藤信一
気象庁 福岡管区気象台長	○ オブ ザーバ-	○	○	倉内 利浩	代理: 気象防災部長 尾崎友亮 随員: 予報課 大規模氾濫対策気象官 福永信悟
気象庁 佐賀地方気象台長		○		溝上 良雄	随員: 予報官 馬場広年 随員: 水害対策気象官 高平憲一
気象庁 熊本地方気象台長	○			滝下 洋一	欠席
気象庁 大分地方気象台長	○			北崎 康文	欠席

所属	区分			氏名	備考
	上流	中下流	矢部川		
水資源機構筑後川局長	○	○		元永 秀	代理:総合施設管理長 杉尾俊治 随行:施設管理課 副参事 高地俊介 随行:筑後大堰管理室長代理 山田邦晴 随行:筑後川下流用水管理室長代理 松岡良司 随行:大山ダム管理室長代理 林祐司 随行:寺内ダム管理所長代理 松浦旬 随行:朝倉総合支所 管理課長 濱崎隆洋
福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課長		○	○	藤田 修司	代理:防災企画課 課長補佐 長谷一宏
福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課長		○	○	宇都宮 剛	随行:消防防災指導課 主任主事 山本翔大
福岡県県土整備部 河川管理課長		○	○	田尻 英樹	代理:河川管理課長補佐 久芳広規 随行:河川管理課 水防係長 三代祐一 随行:河川管理課 維持係 主任技師 佐藤洋
福岡県県土整備部 河川整備課長		○	○	富田 信雄	代理:河川整備課 課長技術補佐 竹内康秀 随行:河川整備課 整備第二係長 黒木幸治
福岡県久留米県土整備事務所長		○	○	篠田 博邦	
福岡県朝倉県土整備事務所長		○		宮丸 正和	随行:用地課長 洲上一宏
福岡県南筑後県土整備事務所長			○	大隈 徹浩	代理:用地課長 石橋広好
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長		○	○	吉田 達矢	
福岡県八女県土整備事務所長		○	○	坂田 茂樹	
福岡県日向神ダム管理出張所長			○	菊次 知文	代理:技術主査 中村成秀
佐賀県政策部危機管理・報道局 消防防災課長		○		宮原 浩二	代理:消防防災課 副課長 右寺直樹
佐賀県県土整備部 河川砂防課長		○		宇曾谷 隆博	
佐賀県佐賀土木事務所長		○		前田 常明	代理:副所長 鳥井雪広 随行:河川第二担当係長 片淵剛
佐賀県東部土木事務所長		○		杉野 朗	随行:工務第一課 工務第二担当係長 小寺孝志
熊本県知事公室 危機管理防災課長	○			宮本 正	欠席
熊本県土木部河川港湾局 河川課長	○			竹田 尚史	代理:河川課 審議員 仲田裕一郎
熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局長	○			田村 真一	代理:工務第一課長 赤木宣文
大分県生活環境部防災局 防災対策室長	○			河野 雅弘	欠席
大分県土木建築部 河川課長	○			古庄 和紀	代理:防災調整監 広津留慶朗
大分県日田土木事務所長	○			豊田 源太郎	代理:次長兼企画調査課長 梶原修治
大分県玖珠土木事務所長	○			梅木 裕次郎	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長	○	○	○	船橋 昇治	
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長	○	○		村上 博	随行:管理課長 原和久
事務局					
技術副所長				平井 新太郎	
技術副所長				廣松 洋一	
事業対策官				高岸 秀文	
地域防災調整官				坂本 誠吾	
調査課 専門員				川原 輝久	

筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会

規 約 (案)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、筑後川上流部において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、筑後川、花月川、隈川、庄手川、玖珠川、有田川、渡里川、赤石川、吾々路川、高瀬川、串川、森川、松木川、町田川、野上川、その他筑後川上流圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の承認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所防災情報課及び大分県土木建築部河川課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月16日から施行する。

平成28年8月18日改正

平成29年6月29日改正

令和元年6月5日改正(予定)

別表 1 筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会

小国町長

日田市長

玖珠町長

九重町長

気象庁 熊本地方気象台長

気象庁 大分地方気象台長

水資源機構 筑後川局長 総合施設管理長

熊本県 知事公室 危機管理防災課長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局長-土木部長

大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 日田土木事務所長

大分県 玖珠土木事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長

(オブザーバー)

気象庁 福岡管区気象台長

別表2 筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

小国町 総務課長
日田市 防災・危機管理~~室~~ 課長
玖珠町 ~~環境防災~~-総務課長
九重町 危機管理情報推進課長
気象庁 熊本地方气象台 防災管理官
気象庁 大分地方气象台 防災管理官
水資源機構 筑後川局 施設管理課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課 審議員
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課 審議員
熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局 ~~土木部長~~-工務第一課長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課 ~~防災推進班~~-主幹
大分県 土木建築部 河川課 課長補佐
大分県 日田土木事務所 次長兼企画調査課長
大分県 玖珠土木事務所 建設・保全課長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長

(オブザーバー)

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長

筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 規 約 (案)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、筑後川中・下流部において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、筑後川、早津江川、諸富川、城原川、佐賀江川、田手川、宝満川、小石原川、佐田川、広川、高良川、巨瀬川、隈ノ上川、大刀洗川、秋光川、大木川、安良川、寒水川、通瀬川、巨勢川、その他筑後川中下流部における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の承認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所防災情報課、福岡県県土整備部河川管理課、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月 2日から施行する。

本規約は、平成29年6月26日から施行する。

本規約は、平成30年6月26日から施行する。

本規約は、令和 元年6月 5日から施行する。(予定)

別表 1 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

うきは市長

朝倉市長

大刀洗町長

大木町長

広川町長

筑前町長

東峰村長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長

みやき町長

上峰町長

吉野ヶ里町長

基山町長

気象庁 福岡管区気象台長

気象庁 佐賀地方気象台長

水資源機構 筑後川局長 総合施設管理長

福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長

福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 朝倉県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

佐賀県 東部土木事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長

別表2 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

久留米市 防災対策課長
 柳川市 総務課長
 筑後市 防災安全課長
 大川市 地域支援課長
 小郡市 協働推進課長 総務課長
 うきは市 市民協働推進課長
 朝倉市 防災交通課長
 大刀洗町 総務課長
 大木町 総務課長
 広川町 協働推進課長
 筑前町 環境防災課長
 東峰村 総務課長
 佐賀市 消防防災課長
 鳥栖市 総務課長
 神埼市 防災危機管理課長
 みやき町 総務課長
 上峰町 総務課長
 吉野ヶ里町 総務課長
 基山町 総務企画課長
 気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長
 気象庁 佐賀地方气象台 防災管理官
 水資源機構 筑後川局 施設管理課長
 福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長補佐
 福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長補佐
 福岡県 県土整備部 河川管理課長補佐
 福岡県 県土整備部 河川整備課長補佐
 福岡県 久留米県土整備事務所 用地課長
 福岡県 朝倉県土整備事務所 用地課長
 福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 庶務課長 河川砂防課長
 福岡県 八女県土整備事務所 用地課長
 佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課 副課長
 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長
 佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
 佐賀県 東部土木事務所 副所長
 国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長
 国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長

矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規 約 (案)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、矢部川圏域において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、矢部川、楠田川、飯江川、沖端川、諏訪川、堂面川その他矢部川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の承認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所防災情報課及び福岡県県土整備部河川管理課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月13日から施行する。

本規約は、平成29年6月28日から施行する。

本規約は、平成30年6月26日から施行する。

本規約は、令和元年6月5日から施行する。(予定)

別表 1 矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会

久留米市長

柳川市長

八女市長

筑後市長

みやま市長

大川市長

大木町長

大牟田市長

気象庁 福岡管区気象台長

福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長

福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

福岡県 八女県土整備事務所 日向神ダム管理出張所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

別表２ 矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

久留米市 防災対策課長

柳川市 総務課長

八女市 防災安全課長

筑後市 防災安全課長

みやま市 総務課長

大川市 地域支援課長

大木町 総務課長

大牟田市 都市整備部 防災対策室長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長補佐

福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長補佐

福岡県 県土整備部 河川管理課長補佐

福岡県 県土整備部 河川整備課長補佐

福岡県 久留米県土整備事務所 用地課長

福岡県 南筑後県土整備事務所 用地課長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 庶務課長 河川砂防課長

福岡県 八女県土整備事務所 用地課長

福岡県 八女県土整備事務所 日向神ダム管理出張所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長

令和元年度

第1回 筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策（合同）協議会

今夏の天候について

福岡管区気象台
気象防災部予報課

1

九州北部の一般的な暖候期の経過

台風の上陸・接近が多い

雷雨が発生しやすい

大雨が最も発生しやすい

梅雨末期の大雨

4月

5月

6月

7月

8月

9月

高気圧と低気圧
が交互に通り、
天気は周期変化

沖縄・奄美地
方梅雨入り

前線や低気圧

太平洋高気圧

平年の梅雨期間

梅雨入り：平年6月5日ごろ

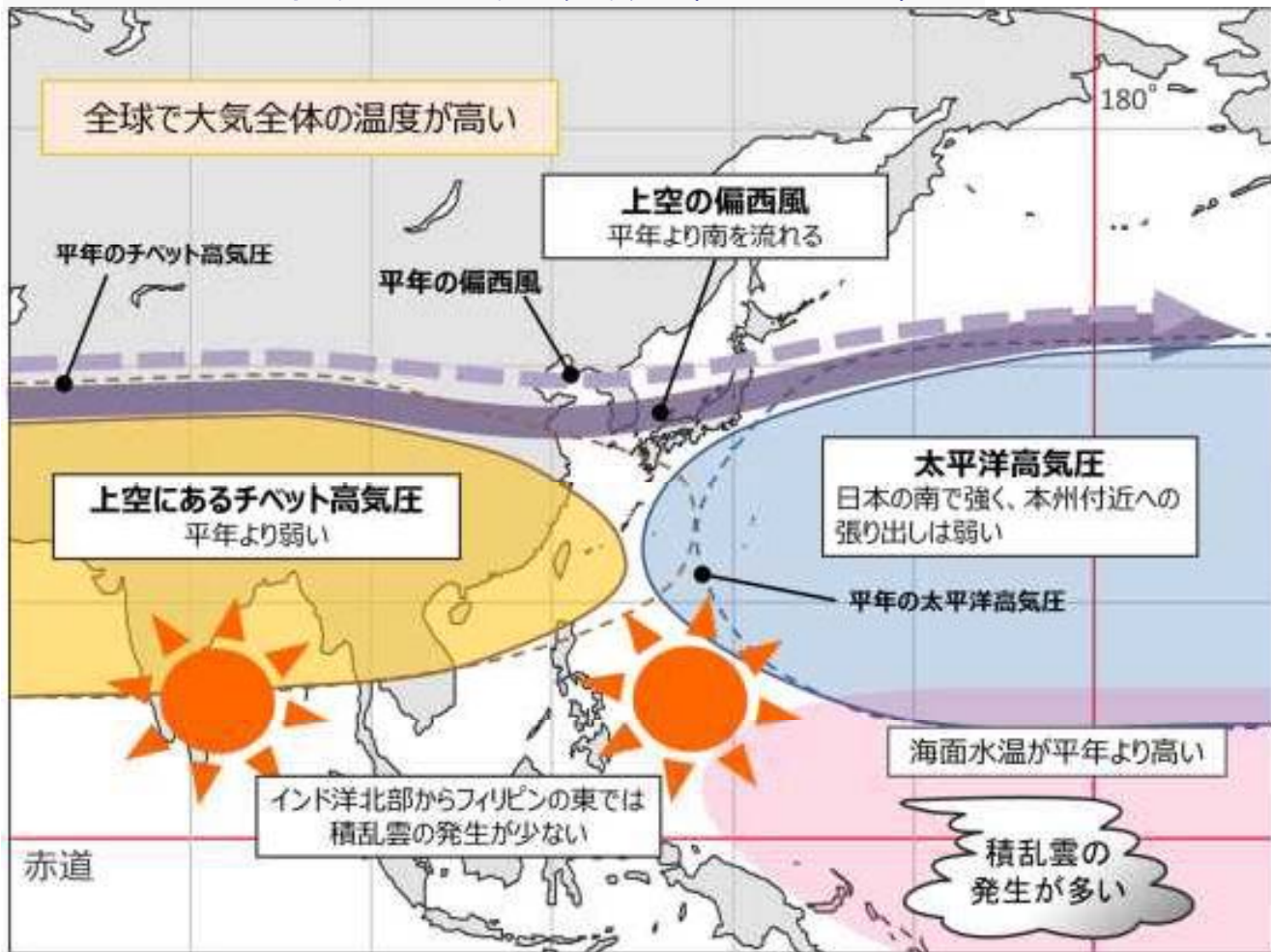
梅雨明け：平年7月19日ごろ

福岡の6月・7月合計の降水量
の平年値は約530ミリ。

年降水量の3割がこの時期に降
る。（年降水量約1600ミリ）

2

予想される海洋と大気の特徴（6～8月）



3

エルニーニョ現象発生時の夏（6～8月）の天候の特徴

平均気温：西日本で低い傾向。北日本で並か低い傾向。
降水量：西日本日本海側で多い傾向。



エルニーニョ現象発生時の梅雨入り・明けの時期



4

確率予報及び天候

1か月予報:毎週木曜日 14:30

3か月予報:毎月25日頃 14:00

低並高

少並多

3か月 (5.24)
(6~8月)

気温30:30:40%

降水量20:40:40%

ほぼ平年並

平年並が多い

1か月 (5.30)
6月

気温10:20:70%

降水量30:40:30%

高い

ほぼ平年並

福岡 平年値254.8mm

平年に同様に曇りや雨の日が多い。

7月

気温40:30:30%

降水量20:40:40%

ほぼ平年並

平年並が多い

福岡 平年値277.9mm

平年に比べ曇りや雨の日が多い。

8月

気温40:30:30%

降水量20:40:40%

ほぼ平年並

平年並が多い

福岡 平年値172.0mm

平年に比べ曇りや雨の日が多い。

5

自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示

大雨・洪水警報の
危険度分布

災害から我が子の
命を守るために

身に覚えある
災害を
一日で体験

自ら情報を得ることが
大切なひとを守る第一歩
せまる危険に気付けるのは
ほかでもない あなたです
気象予報士・森田寛子

この雨大丈夫？そんな時は
危険度分布

① 気象庁ホームページの
バナーをタップ

② 自分のいる場所
の危険度が表示

福岡県の洪水警報危険度分布 QRコード

6

福岡県管理ダムにおけるダムホットラインについて

ダムの役割について
《洪水調節の仕組み》

ダムのはたらき

ダム周辺の自然環境は、地域の人々の働きにより良好な状態に保たれており、そのことが、効果的なダムのはたらきに繋がっています。

ダムは、洪水時に上流から流れ込む大量の水を一時的に貯め、下流域の洪水被害を軽減・防止したり、貯留した水を水道や農業用水に供給するなどの役割を果たしています。

洪水被害の軽減・防止

ダムの上流域に大雨が降ると大量の水がダムに流れ込みます。一時的にその水をダムに貯め、下流へ流す量を減らすことで、洪水による被害を軽減・防止します。

ダムがあると...

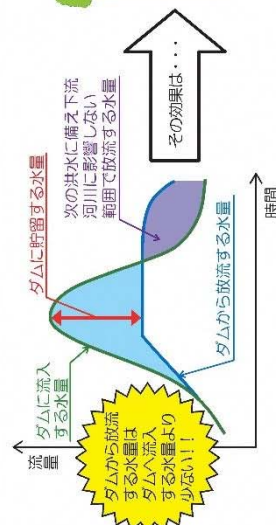


ダムがないと...

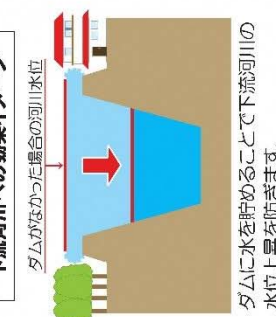


ダムは洪水時に上流から流れ込む大量の水を一時的に貯めることで、下流河川の水位上昇を防ぎ、洪水による被害を軽減・防止します。

洪水時におけるダムでの貯留イメージ



ダムに貯留することによる下流河川への効果イメージ



河川環境の保全

雨が少ない時には川の水が減り、魚が棲めなくなったり水質が悪くなったりするので、ダムに貯めた水を下流に流し、川の水を増やすことにより、川的环境を良好に保ちます。

ダムがあると...



ダムがないと...



※川的环境を保全するための容量設定がないダムもあります。

水の有効活用

ダムによって貯められた水は、様々な利用されていますが、下流域の水道・農業・工業用水や水力発電にも使われています。

水道用水



工業用水

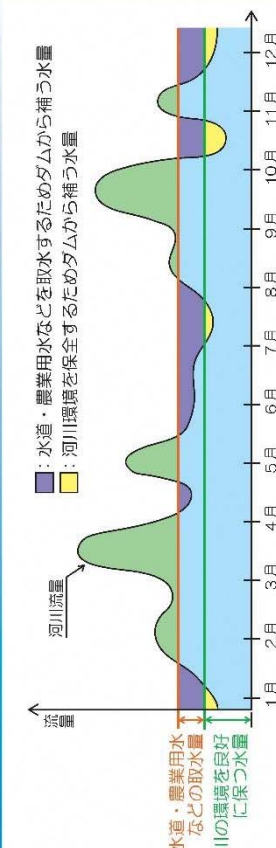


水力発電



農業用水

ダムからの補給イメージ



洪水調節の仕組み

洪水時のダムの役割

- ①洪水を貯め込む(洪水調節)
- ②計画規模を超える洪水への対応 (異常洪水時防災操作)
- ③次の洪水に備える

ゲートダム

洪水調節の仕組み

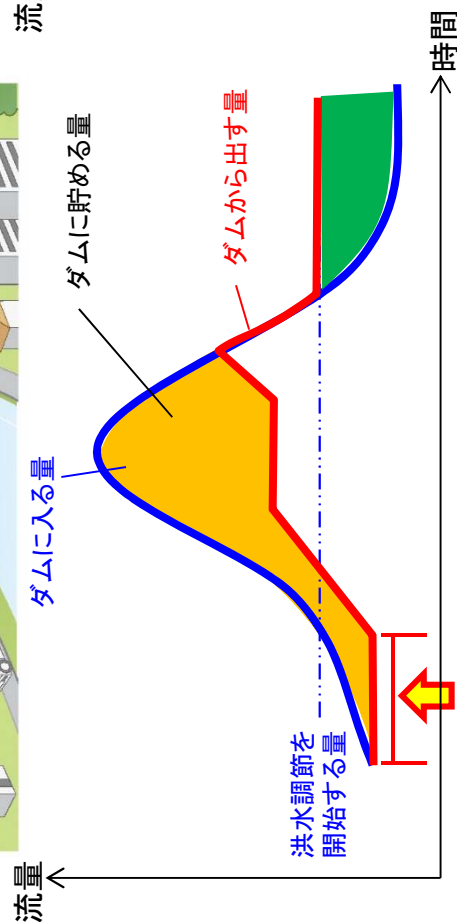
①洪水を貯め込む(洪水調節)

大雨が降り、ダムに入ってくる水量が各ダムに決められた量を超えると、洪水調節を開始します。

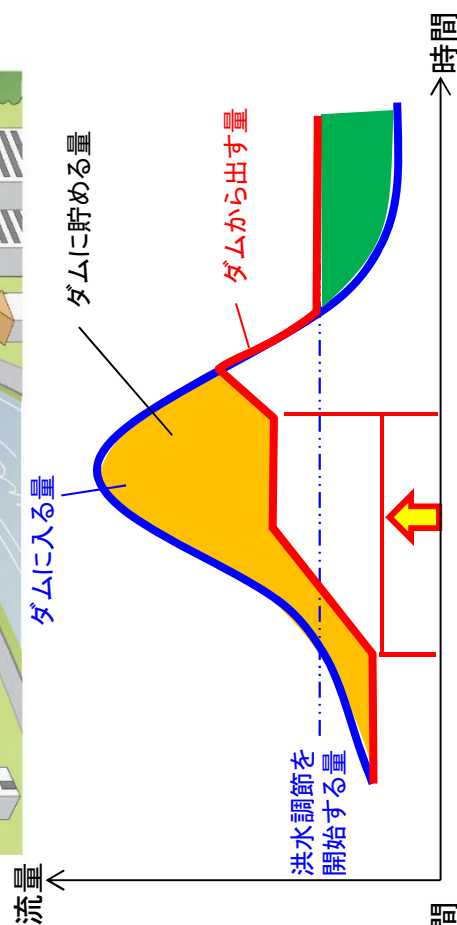
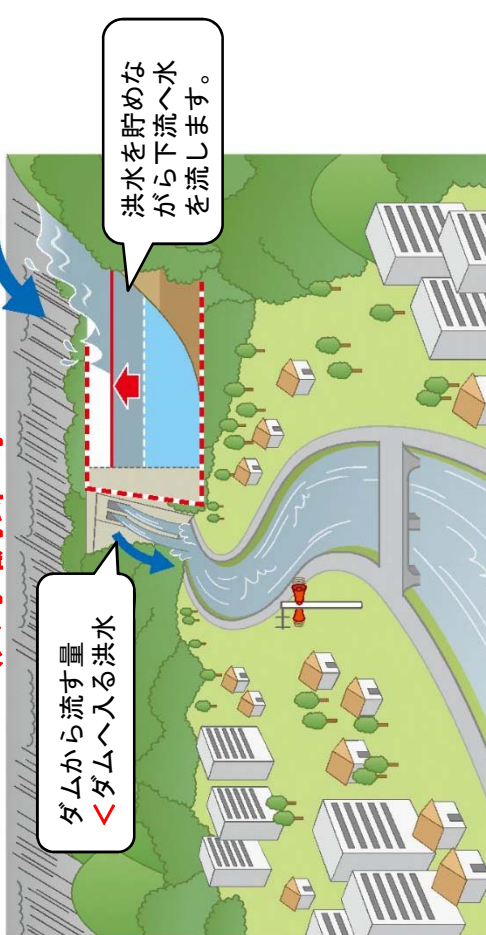
洪水調節を開始すると、ダムに入ってくる水量よりも、下流に流す量を少なくして、ダムで洪水を貯め込みます。

ダムから下流に流す水が増える場合は、ダム管理出張所より、事前に関係機関へFAXで周知すると共に、警報車のスピーカーによる放送、河川沿いに設置している警報局舎によるサイレン・スピーカー放送で周知します。

放流開始判断後



洪水調節時



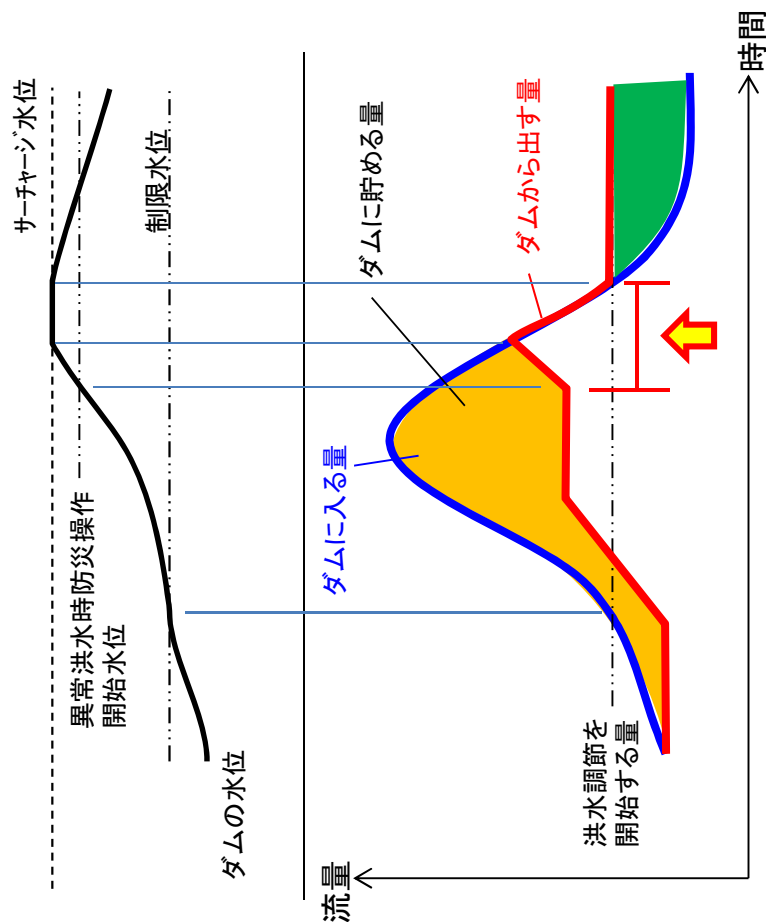
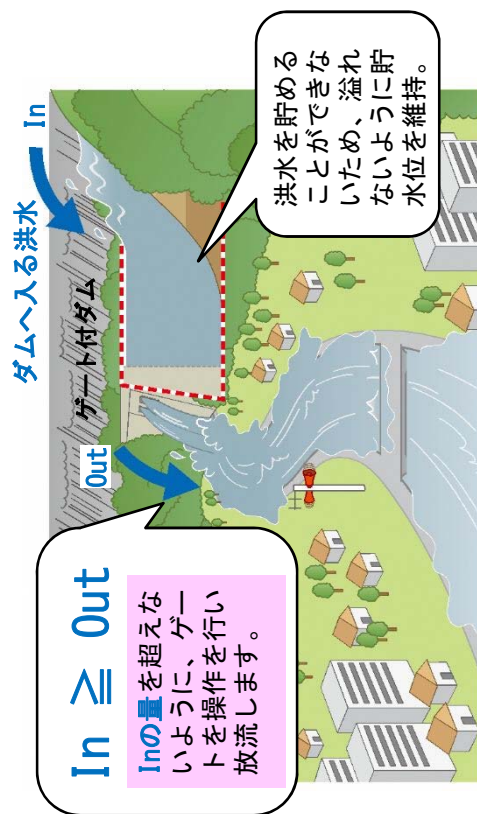
※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。

洪水調節の仕組み

②計画規模を超える洪水への対応（異常洪水時防災操作）

異常な豪雨により、計画よりも大きい量の洪水がダム貯水池へ流れ込むことがあります。
この時もダムでは、洪水を貯める操作を行いますが、ダムに貯めることが出来る水量には限界があります。
そのため、下流に流す量を徐々に増加させ、貯水池に入ってくる水量と同じ量を下流に流す操作を行います。（異常洪水時防災操作）

異常洪水時防災操作時



※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。

異常洪水時防災操作

異常洪水時防災操作時の連絡体制（FAXにより実施）

①〇〇ダム ダム操作に関する重要情報の通知

- ・異常洪水時防災操作の概ね3時間前に、操作に移行する可能性があることを情報提供します。

②〇〇ダム 緊急のダム操作に関する事前通知（1時間前通知）

- ・異常洪水時防災操作の1時間前までに、操作に移行することを通知します。

③〇〇ダム 緊急のダム操作開始の通知

- ・異常洪水時防災操作移行後、速やかに通知いたします。

洪水調節の仕組み

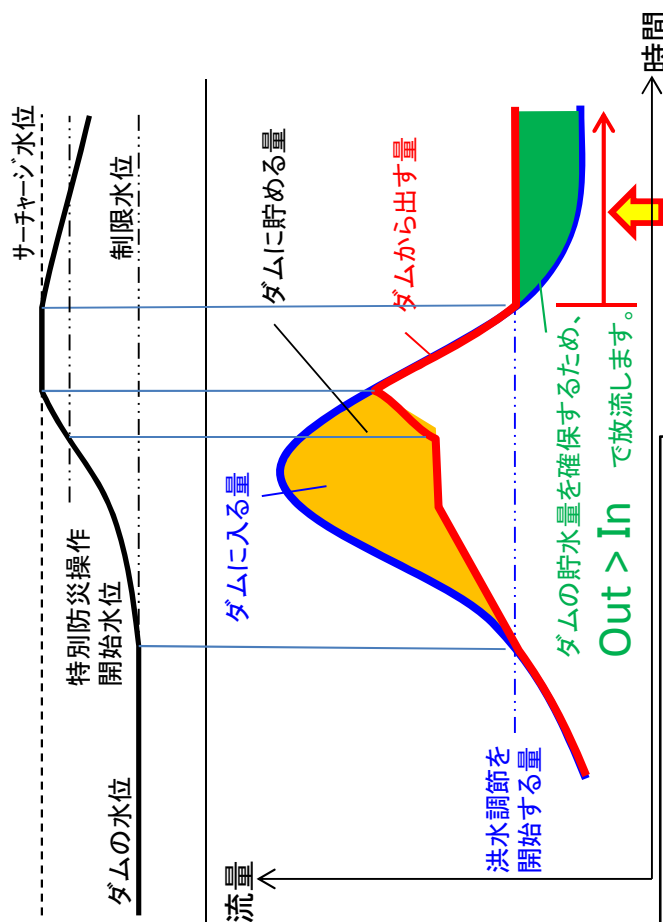
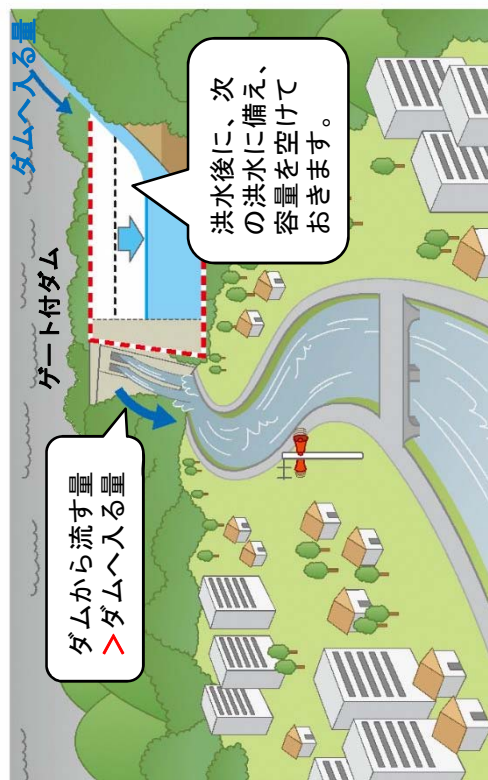
③次の洪水に備える

大雨が止み、洪水が過ぎ去ると、ダムへ流れ込む水も少なくなります。

貯水池は、洪水を貯めた分だけ水が増えているので、次の洪水に備えて、下流の河川の状態を見ながら、貯めた水を流して貯水池の容量を空けます。

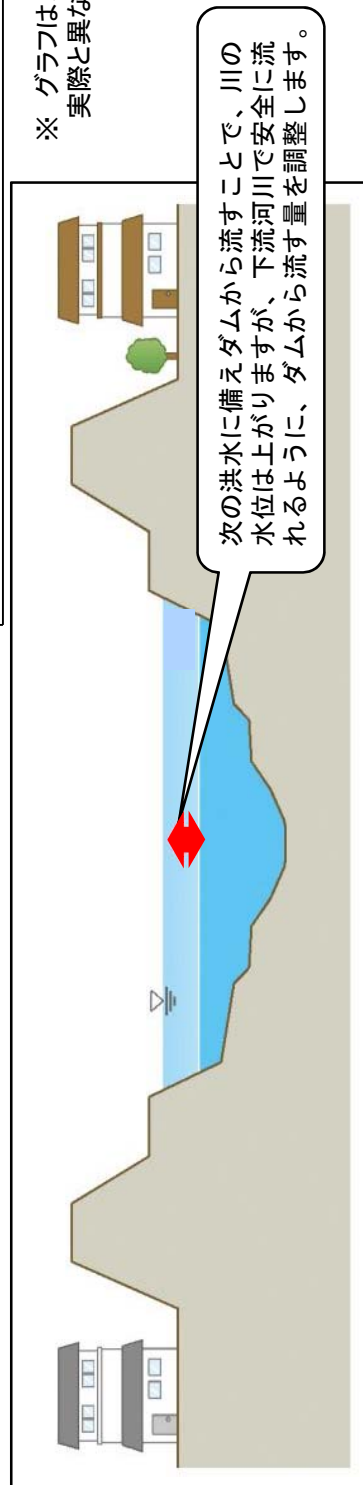
この場合、雨が止んでも、河川水位が下がらなかったり、場合によっては上昇することがあります。

洪水調節容量の確保



※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。

下流の河川の状態



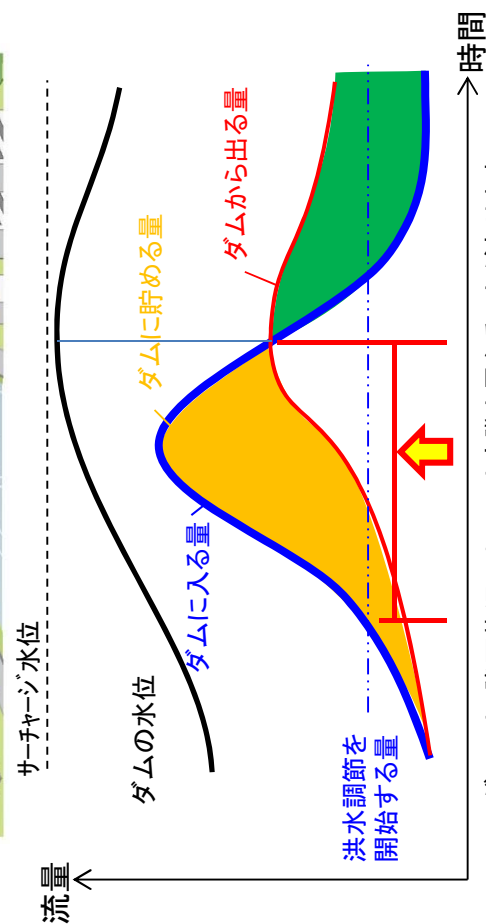
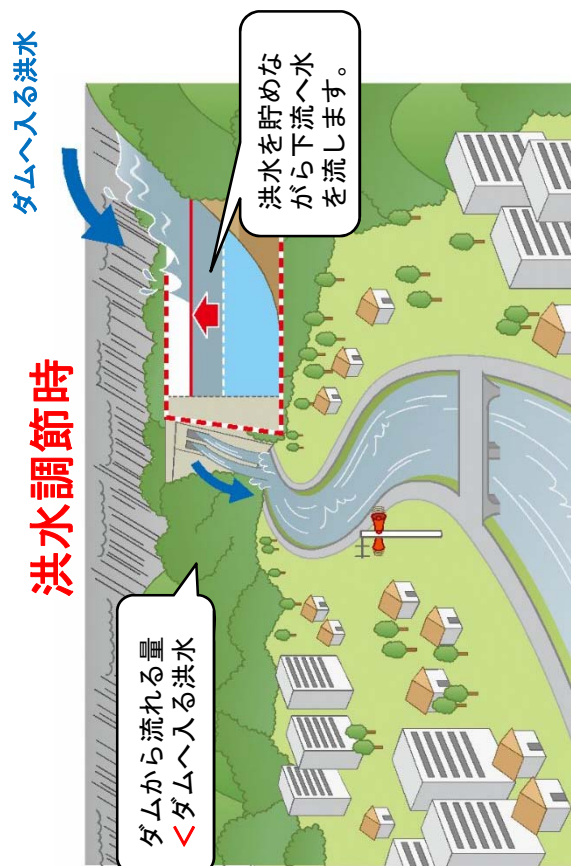
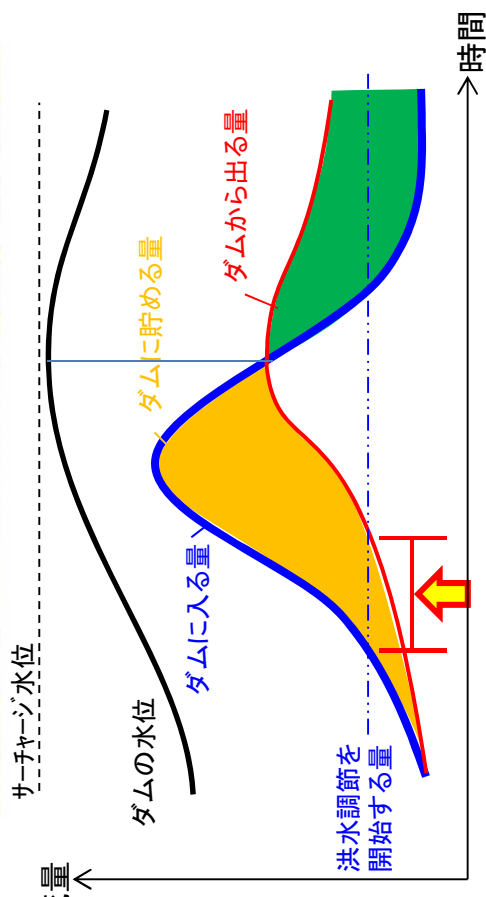
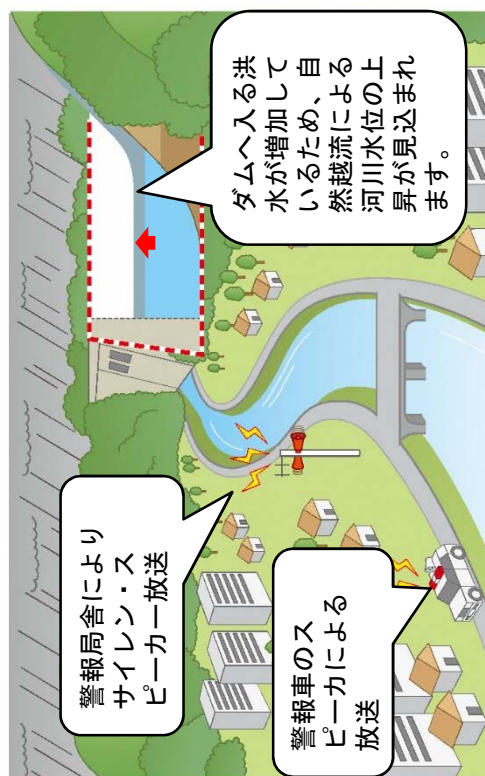
ゲートレスダム

洪水調節の仕組み

①洪水を貯め込む

大雨が降り洪水になると、ダムへ流入する洪水の一部を貯水池に貯めながら、常用洪水吐から自然越流します。
ダムから下流に流れる水の量が増え下流河川の急激な水位上昇が見込まれる場合は、事前に関係機関へFAXを送付すると共に、警報車のスピーカーによる放送、河川沿いに設置している警報局舎によるサイレン・スピーカー放送で周知します。

急激な河川水位上昇が見込まれる時



※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。

洪水調節の仕組み

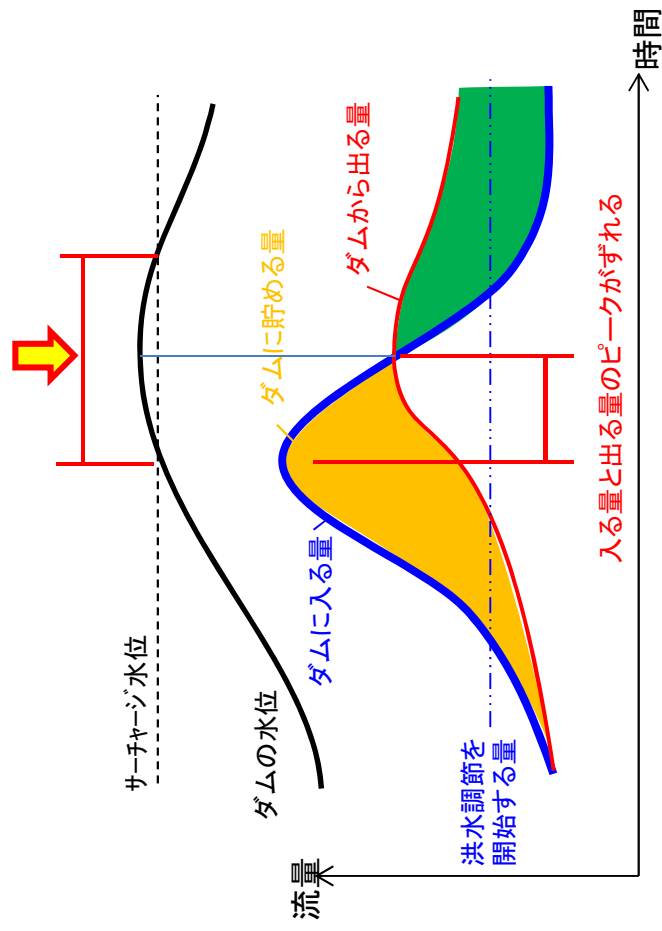
②計画規模を超える洪水への対応（自然越流）

異常な豪雨により、計画よりも大きい量の洪水がダム貯水池へ流れ込むことがあります。

①の状況から、ダムへ入る洪水が増え続けるとダム貯水位が上昇し、非常用洪水吐から自然越流するため、下流へ流れる量が増加します。

洪水がピークを迎えるまでは、貯水池に入ってくる水量よりも下流へ流れる量が多くなることはありません。

その後、ダムに入ってくる洪水が減りだすと、今度は下流へ流れる量がピークを迎えるため、貯水池に入ってくる水量よりも下流へ流れる量が多くなります。ダムに入る量とダムから出る量のピークがずれることにより、下流河川の水位上昇のピークを遅らせることができます。



※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。

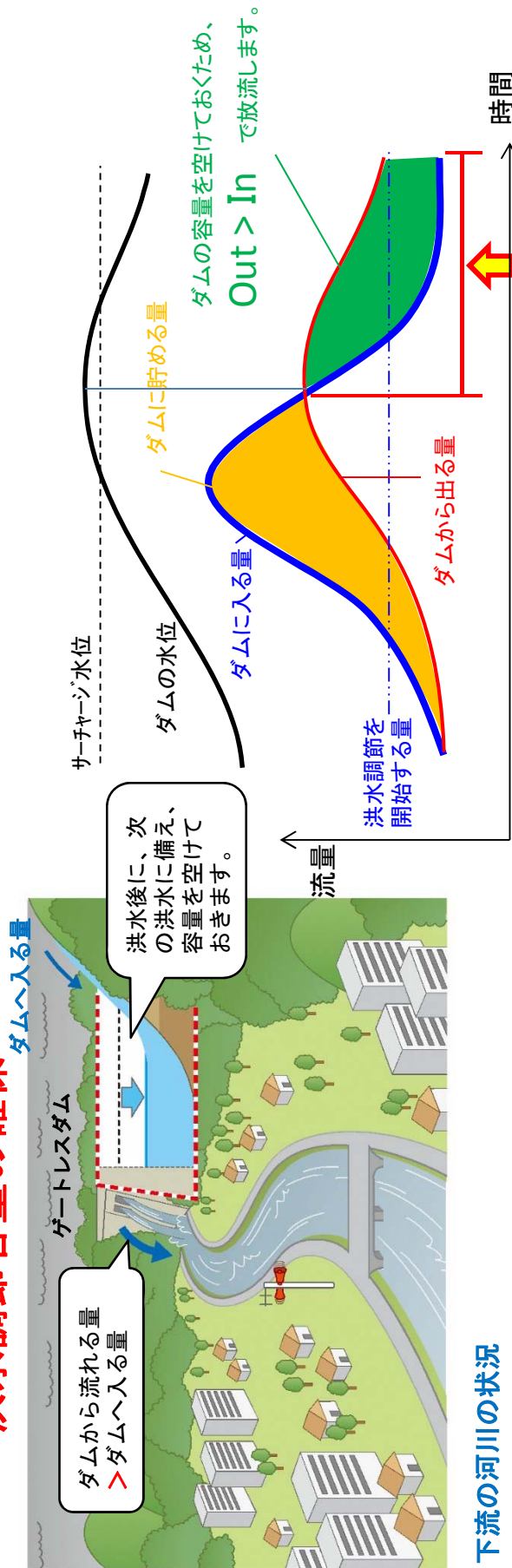
洪水調節の仕組み

③洪水の放流

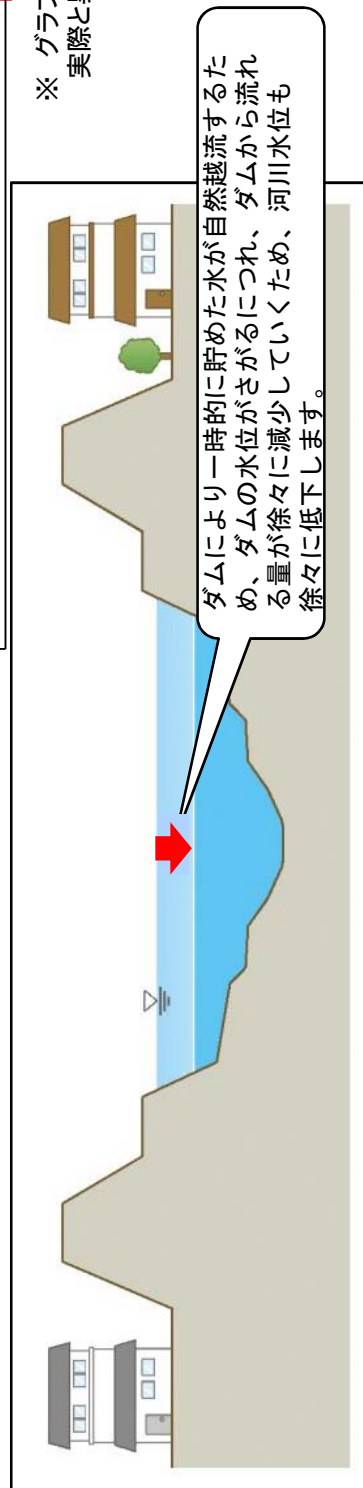
大雨が止み、洪水が過ぎ去ると、ダムへ流れ込む水量も小さくなります。

貯水池は、洪水を貯まった分だけ水が増えています。ダムに流れ込む水量が小さくなると、ダムから流れる量も徐々に減っていき、下流河川の水位も低下しますが、ゲートがついているダムのように人為的に水位を上げることができないため、河川水位が通常時よりも高い状態が続きます。

洪水調節容量の確保

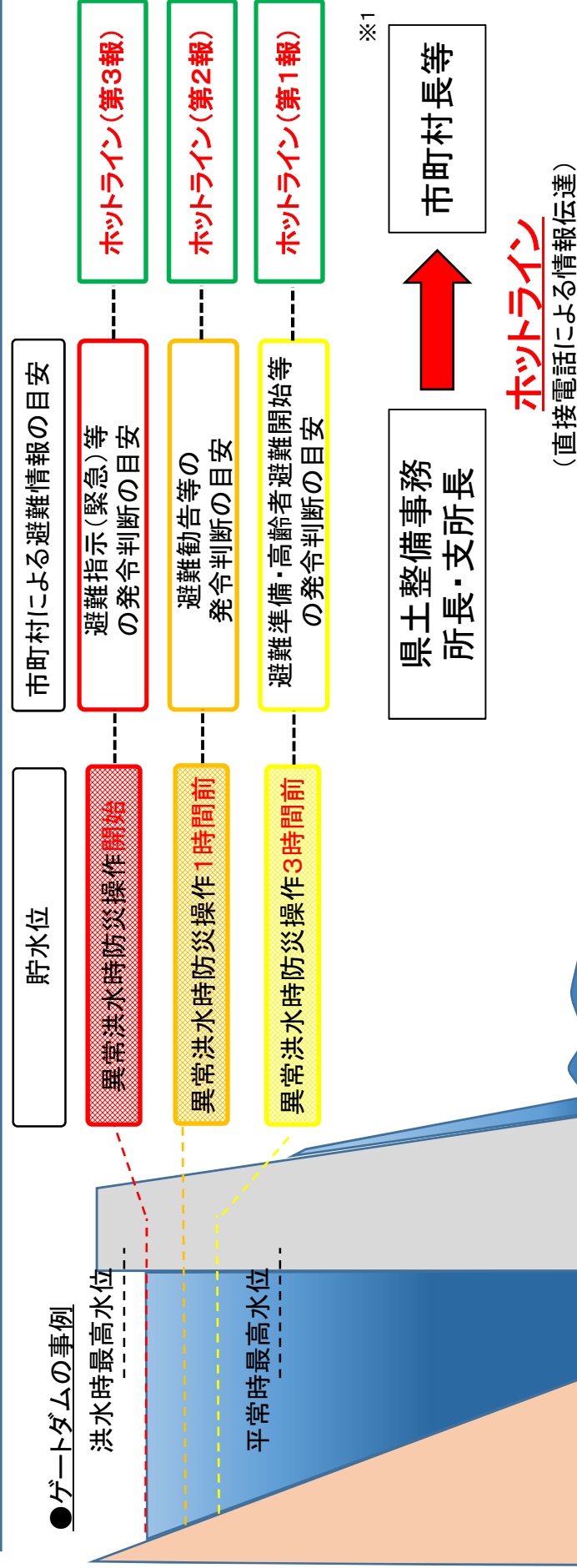


※ グラフは、降雨状況によっては実際と異なることがあります。



ダム放流に関する ホットラインの実施について

- ◆ 水害時に避難判断が適切になされるために、避難勧告等の発令判断を行う市町村長が河川の水位情報や雨量情報に合わせて、ダムの放流に関する情報を的確に把握することが重要。
- ◆ そこで、現在行なっている情報伝達（FAX）に加え、県土整備事務所・支所長から市町村長等へ直接、電話（ホットライン）による情報伝達を新たに実施予定。
- ◆ 県管理17ダムを対象とし、異常洪水時防災操作に関する情報（ゲートレスダム）について、ホットラインを実施予定。



※1

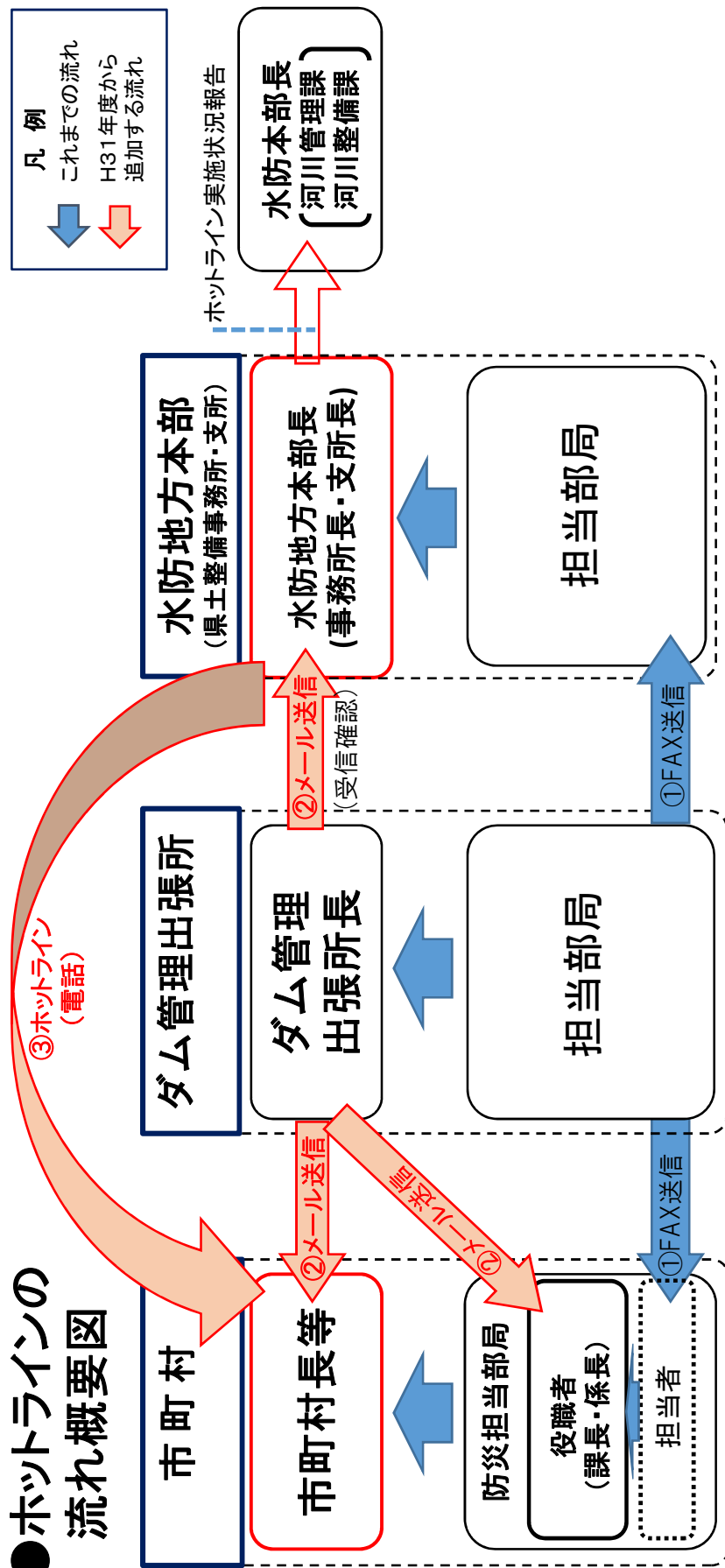
※1 ホットラインは、第1報から第3報を基本とするが、降雨状況の変化に伴い、異常洪水時防災操作開始時間に変更があった場合は、随時ホットラインを行う。

注意) 上記はあくまでイメージ図であり、異常洪水時防災操作を行う時間などの予測は、降雨量や流入量により異なります。

◆ダム放流に関するホットラインの流れは下記のとおり

- ①異常洪水時防災操作/非常用洪水吐越流に関する情報をダム管理出張所がFAXで伝達。
- ②ダム管理出張所から水防地方本部、市町村長及び防災担当部局の役職者等へ
ホットラインに関するメールを配信。
- ③水防地方本部長から市町村長等へホットライン実施。

●ホットラインの流れ概要図



住民の適切な避難判断を支援するため、ソフト対策の充実を図ります。 ～福岡県管理河川の水門やダムなどの情報を公開します～

福岡県では「平成29年7月九州北部豪雨」「平成30年7月豪雨」と2年連続の洪水被害に見舞われました。

『県民の安全で安心な生活をまもる』ため、河川氾濫を未然に防ぐ河川改修などのハード対策を着実に進めていますが、今後も気候変動の影響などにより水害の頻発・激甚化が懸念されていることを踏まえ、ソフト対策として、避難に関する防災情報発信の更なる充実を図ります。

このことは、県管理河川やダムの監視体制や地域住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することに資するものです。今回の対策は、以下のとおりです。

① 水門の操作情報の公開（別紙-1）

県が管理している主要な水門の操作情報を新規公開

【公開時期】 令和元年6月1日より県のホームページで公開予定

② 県管理ダムにおける「異常洪水時防災操作」などの事前情報の公開（別紙-2）

現在、ダムへの流入量・貯水量・放流量は県HPで公開しておりますが、新たに「異常洪水時防災操作」などの事前情報（3時間前・1時間前）、および操作開始の情報を新規公開

【公開時期】 令和元年6月1日より県のホームページで公開予定

③ 河川水位情報の追加公開（別紙-3）

危機管理型水位計（67河川68箇所）及び、簡易監視カメラ（5河川5箇所）を追加公開

昨年度までに危機管理型水位計は11河川12箇所、簡易監視カメラは14河川16箇所を公開済みのため、本県で設置した危機管理型水位計の総数は78河川80箇所、簡易監視カメラの総数は19河川21箇所。

【公開時期】 令和元年6月1日より県のホームページで公開予定

④ 洪水浸水想定区域図の見直し（別紙-4）

県が管理する既指定の水位周知河川40河川のうち9河川について、「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図を追加公開

昨年度始めに公開した31河川と併せて、水位周知河川すべての洪水浸水想定区域図を公開

【公開時期】 令和元年5月28日より県のホームページで公開予定

⑤ 水位周知河川の新規指定（別紙-4）

一級河川筑後川水系高良川（久留米市）を水位周知河川に指定。また併せて洪水浸水想定区域図を公開。このことにより、県内の水位周知河川の指定と洪水浸水区域図の公開は41河川。

【公開時期】 令和元年5月28日より県のホームページで公開予定

（参考）福岡県による防災情報の発信

雨量や河川水位や河川監視カメラの画像などの防災情報を提供しています。

福岡県河川総合防災情報 <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/>

福岡県総合防災情報

検索

【別紙一1】県管理水門の操作情報の公開について

- 水門は、支川がより大きな本川に合流する場合、合流する川の水位が洪水等で高くなった時に、その水が逆流しないように設ける施設であり、河川の治水管理上なくてはならないものです。
- 平成30年7月豪雨では、水門閉鎖に伴う浸水被害が発生しました。
- そのため県が管理している主要な水門の開閉操作情報を、ホームページで公開します。

水門状況図

《イメージ》

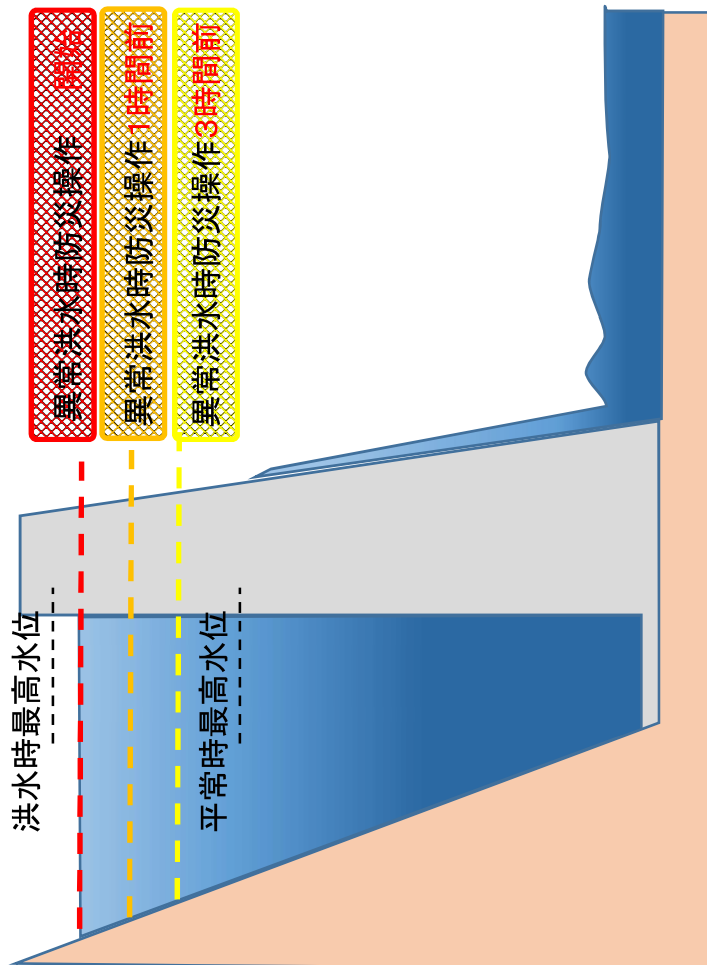


支川	本川	名称		場所	開閉状況	開閉日時
		排水機場	水門・樋門・樋管			
築地川	宝満川	-	築地川樋門	小都市福重	閉	〇月〇日〇〇:〇〇
大根川	飯江川	大根川排水機場	大根川水門	みやま市瀬高町	閉	〇月〇日〇〇:〇〇
曲川	江川	鯨瀬排水機場	鯨瀬樋門	水巻町猪熊	開	
吉原川	吉原川	広渡排水機場	吉原川水門	遠賀町大字広渡	開	
新々堀川	新々堀川	新々堀川排水機場	逆流防止水門	北九州市八幡西区中須	開	
曲川	遠賀川	八排水機場	八排水樋管	水巻町大字八	開	

【別紙一2】県管理ダム「異常洪水時防災操作」などの公開について

- ダムは、降雨時に上流からの流入量が増えた場合に、一時的に水を溜め流入量より放流量を減少させることで、下流河川の水位上昇を抑制する洪水調節機能があります。
- しかしながらダムに貯めることができる水量（洪水調節容量）には限界があるため、ダムへの水位が上昇し、洪水調節容量が満杯となることが予測された場合、流入量と同程度の放流量とする「異常洪水時防災操作」を行うことになります。
- そのため、「**異常洪水時防災操作**」などの**事前情報（3時間前・1時間前）**や、**操作開始の情報を県のHPで公開**します。（いままで操作情報は、関係市町村にFAXで情報提供や通知を行っておりました。）

●ゲート有のダムの事例



<HP表示イメージ>

通知 8

至急

ダム連絡

通知（受信確認が必要）

〇〇

〇〇

ダム

【重要通知 異常洪水時防災操作 1時間前】

平成〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>
 〇〇水系〇〇川〇〇ダム（〇〇県〇〇市）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。
 今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。
 そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
 異常洪水時防災操作に移行了場合は、ただちにその旨を通知します。
 ※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当
 ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。
 ・避難指示（緊急）等の措置が必要。

【ダム情報】
 現在時刻：〇月〇日〇時〇分

流入量：〇〇〇m³/s
(1時間前より約〇〇m³/s増加)

ダム水位：EL.〇〇〇〇m
(1時間前より約〇〇m上昇)

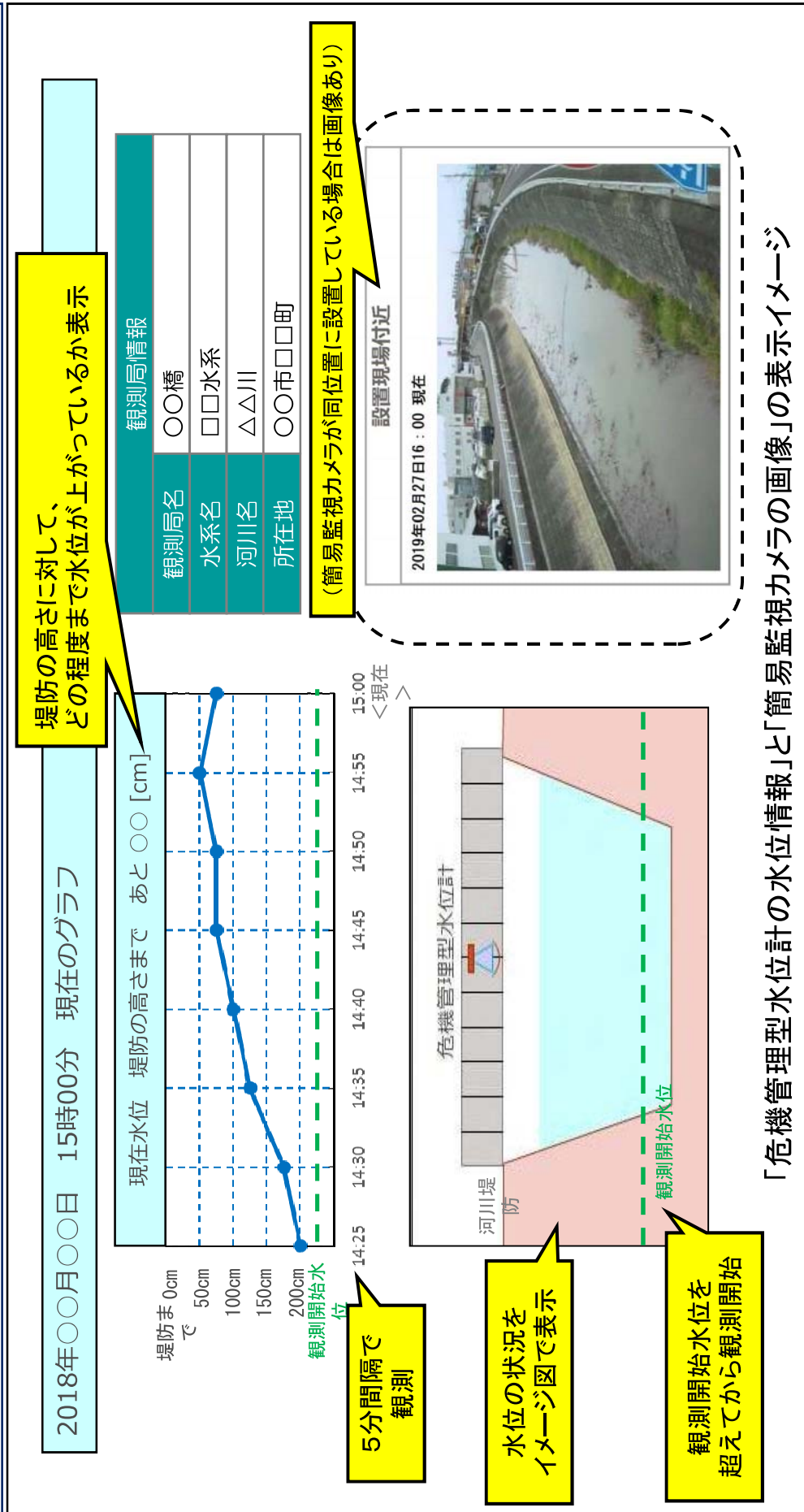
放流量：〇〇〇m³/s
(1時間前より約〇〇m³/s増加)

貯水量（有効容量）：約〇〇%
(1時間前より〇〇%上昇)

※値はすべて通報値

【別紙一3】水位情報及び監視カメラ画像の追加公開について

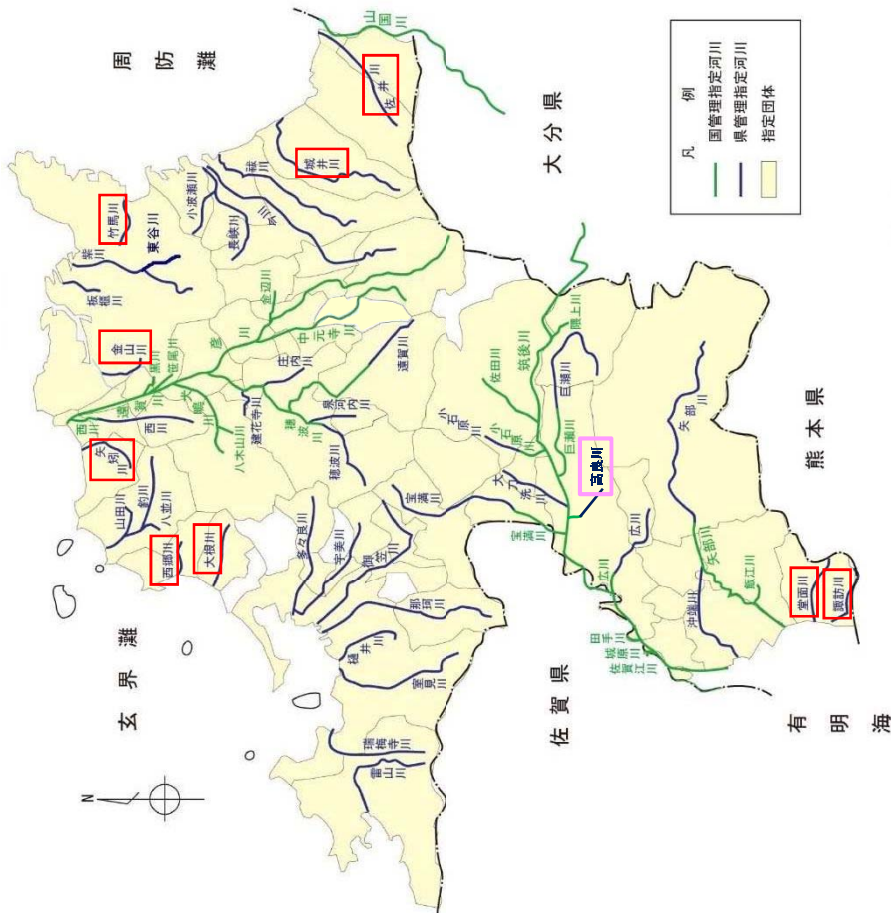
- 「危機管理型水位計の水位情報」: 68箇所、及び「簡易監視カメラの画像」: 5箇所を、県のホームページで追加公開します。
- 水位情報は、河川の水位が観測開始水位を超えてから、5分間隔で水位を観測して表示します。従来の水位計とは異なり、水位を「堤防の高さまであと〇〇 [cm]」と表示します。
- 監視カメラ画像は、常時、10分間隔で静止画を表示します。



【別紙一4】「洪水浸水想定区域図」の公表、新規指定について

- ・ 洪水浸水想定区域図とは、現在の流域（河川）の状況で、想定される降雨により堤防が決壊したり、溢れたりした場合に、その氾濫水により浸水が想定される区域と浸水深を示すものです。
- ・ これは、洪水時の避難判断や移動手段を検討するうえでベースとなる情報です。
- ・ 対象降雨を「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」に見直した9河川の区域図を公表します。
- ・ また、筑後川水系高良川については、新規に水位周知河川を指定。併せて区域図を公表します。

＜イメージ＞



今回公表(見直し)

水系名	河川名
1 望面川	望面川
2 諏訪川	諏訪川
3 竹馬川	竹馬川
4 矢野川	矢野川
5 大根川	大根川
6 西郷川	西郷川
7 金山川	金山川
8 佐井川	佐井川
9 城井川	城井川

今回公表(新規)

水系名	河川名
1 筑後川	高良川

【県内の国管理河川における公表状況】

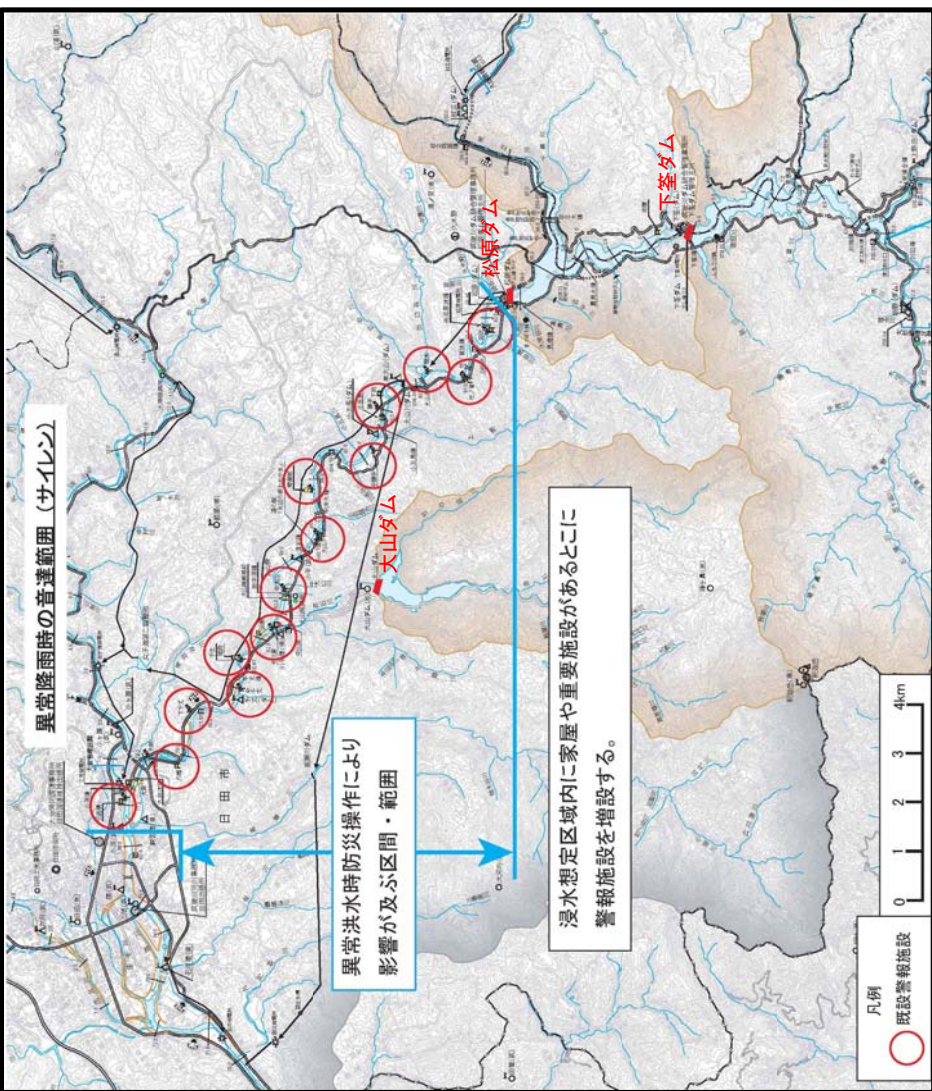
水系名	公表日
1 遠賀川	平成28年5月30日
2 筑後川	平成28年6月10日
3 矢部川	平成29年3月29日
4 山国川	平成29年3月29日

公表済み

水系名	河川名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1 御笠川	御笠川	建花寺川	泉河内川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
2 多々良川	多々良川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
3 那珂川	那珂川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
4 那珂川	那珂川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
5 紫川	紫川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
6 矢部川	矢部川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
7 矢部川	矢部川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
8 樋井川	樋井川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
9 室見川	室見川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
10 室見川	室見川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
11 祓川	祓川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
12 長峡川	長峡川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
13 瑞梅寺川	瑞梅寺川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
14 雷山川	雷山川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川
15 雷山川	雷山川	遠賀川	遠賀川	穂波川	庄内川	西川	釣川	八並川	山田川	山田川	板櫃川	今川	小石原川	大刀洗川	巨瀬川	宝満川	広川

異常洪水時防災操作時における松原ダムのとりのくみ

警報区間の検討と放流警報設備等の改良



- ・ 警報区間は、異常洪水時防災操作により影響が及ぶ区間・範囲を対象
- ・ 浸水が想定されるエリアにおいて、異常豪雨時に既設放流警報設備でカバーできない範囲があるため、堤内地向けの放流警報施設を増設
- ・ 設置箇所については、今後検討し決定

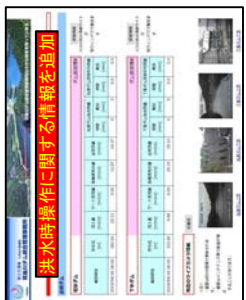
松原ダム異常洪水時防災操作を想定した住民参加型の避難訓練に関する検討

- ・ タイムラインを活用した住民参加型の避難訓練のメニューを検討
- ・ 既往の防災訓練等に関して日田市等へヒアリングを実施し、検討内容に反映



緊急時に地域の住民にとって有用となる防災情報ツールの検討

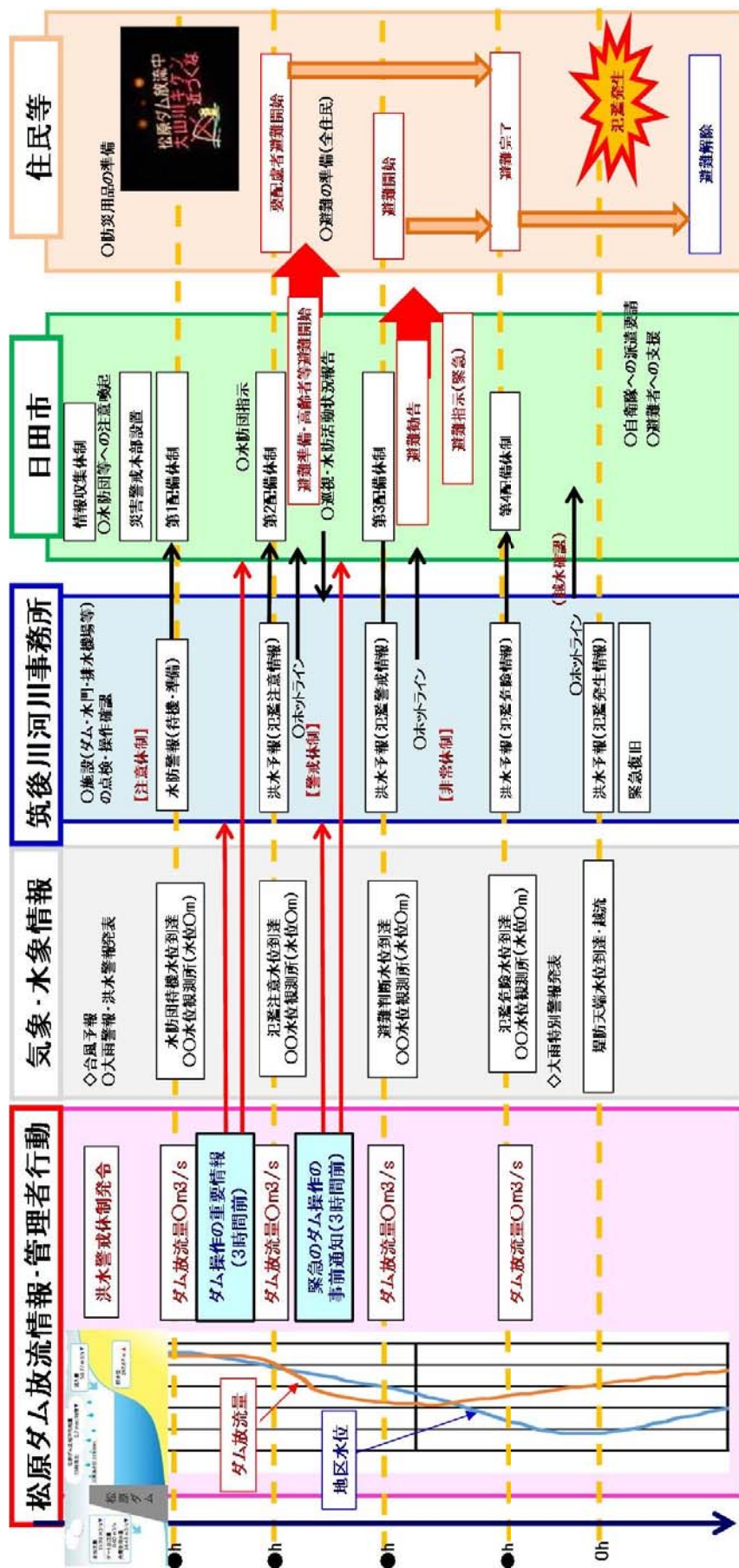
- ・ 現行のダム情報の提供内容(ダム管理者のホームページや日田市ケーブルテレビ等)について、地域住民の避難行動に繋がる情報提供内容や手法について検討
- ・ 検討結果を踏まえて、ダム管理者のホームページ改良等を検討



異常洪水時防災操作時における松原ダムのとりくみ

異常洪水時防災操作を考慮した避難勧告着目型タイムラインの検討

- ・ダム放流通知時間やダム貯水位等のリアルタイム情報を整理した避難勧告着目型タイムラインを検討
- ・ダム放流量や河川水位の状況と避難完了等のタイミングが分かるように整理



避難勧告着目型タイムラインのイメージ

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

※「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について(答申)」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた

緊急行動計画の取組について

国土交通省 平成31年1月

■ 筑後川・矢部川における平成29年九州北部豪雨災害からの教訓に関連する改定内容

平成29年九州北部豪雨災害からの教訓

1. 自助・共助による避難

急激に変化する気象条件下においては、行政からの避難情報発令後(公助)の避難行動では間に合わない可能性があるため、住民自ら危険を予測し避難すること(自助)や、住民同士の避難の呼びかけ(共助)によって早期避難することが重要である。

2. 安全な場所への早期避難

山間地など土砂を伴う災害が発生する恐れがある地域においては、屋内避難(垂直避難)だけでは安全が確保できないため、安全な場所への早期避難が重要である。

- ① 自主防災マップの作成、配布
- ② 自主防災組織の設立
- ③ 自主避難場所の指定
- ④ 避難訓練の実施

3. 情報収集・情報共有の効率化

気象情報や雨量・水位データなどの防災情報が様々なサイトに散在しているため、住民や行政が効率的に防災情報が収集できるよう防災情報のポータルサイト化を図ることが重要である。

4. 情報伝達手段の強化・多様化

災害時には、雷や土砂崩落などによる停電やケーブルの断線、携帯電話基地局のダウンなど、情報伝達手段が使えなくなることがあるため、情報伝達手段の強化ならびに多様化が重要である。

緊急行動計画の改定内容(教訓に関連する改定項目のみ抜粋)

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・円滑な避難の確保:代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知

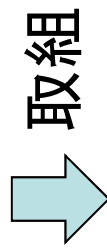
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・簡易型河川監視カメラ:災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置

防災教育の支援について

※学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）
平成31年3月 内閣府、消防庁

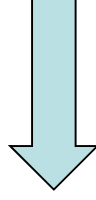
市町村地域防災計画において要配慮者
利用施設に定められた小学校、中学校



取組

○避難確保計画の作成
○計画に基づく避難訓練
○避難訓練を通じた防災教育の実施

支援



筑後川・矢部川
大規模氾濫に関する
減災対策協議会

防災教育の促進に関する2019年出水期までの取組

(1) 避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底に関する通知を発出

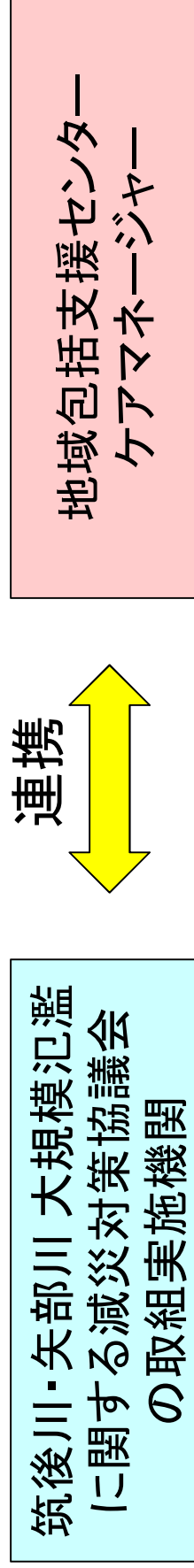
文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を発出。

(2) 避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施

水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。

高齢者の避難行動の理解促進

※水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について(依頼) 平成31年3月 厚生労働省、国土交通省



水害からの高齢者の避難行動の
理解促進に向けた取組を実施

2019年出水期までの取組

(1) 市町村の高齢者福祉部局との情報共有

市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。

(2) 地域包括支援センターに防災関連のパンフレット等を設置
地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。

(3) 地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携

協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。

取組例

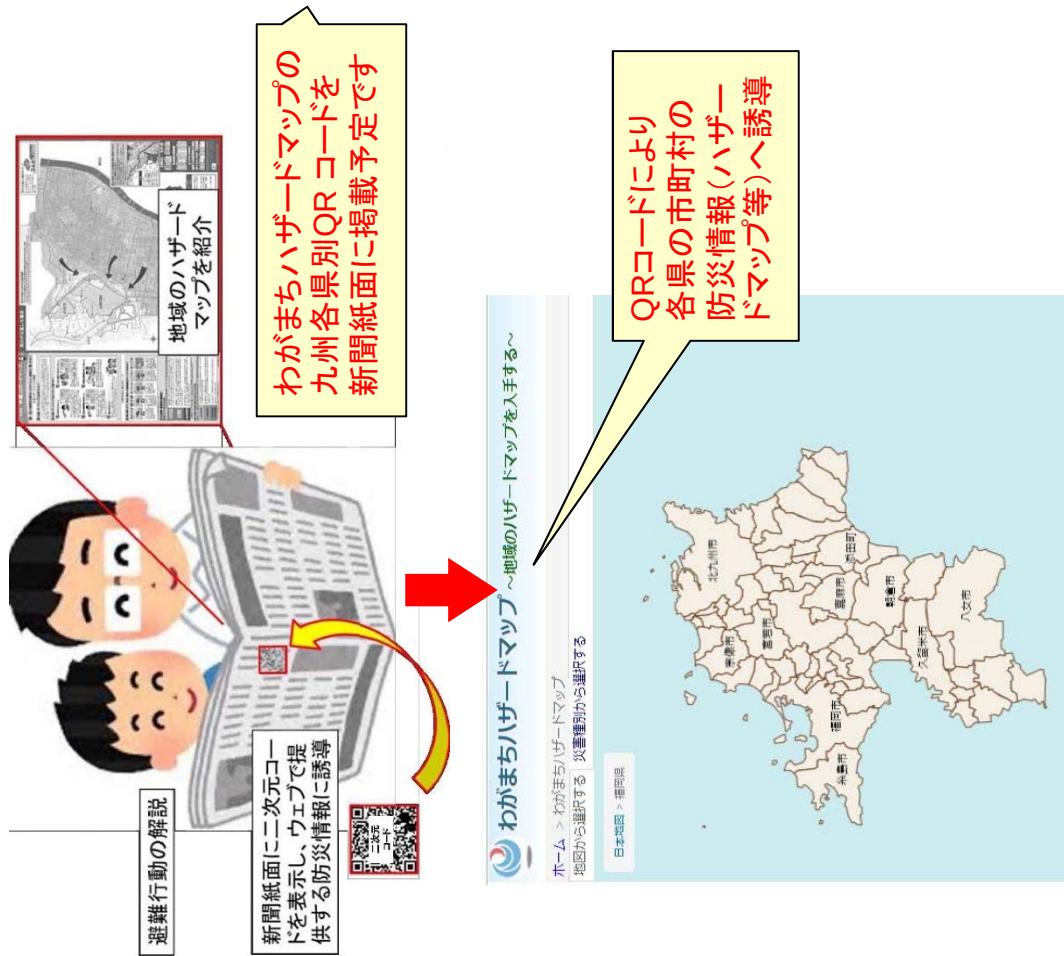
○地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取り組み事例を紹介する。

○ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する。

○地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う等

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクトの取り組み ～新聞等の紙メディアとネットメディアの連携について～

○ 台風接近時等のタイミングで、避難行動を解説する記事の掲載と合わせて、二次元コードを新聞紙面に表示して災害情報サイトにリンクさせるなど、紙面からネット情報に導く。



わがまちハザードマップの九州各県別QRコード
(新聞紙面に掲載される予定のQRコード)

福岡県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=40000	
佐賀県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=41000	
長崎県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=42000	
熊本県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=43000	
大分県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=44000	
宮崎県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=45000	
鹿児島県内 市町村	https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html?citycode=46000	

参考資料③

要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進について

○令和元年度に、九州では、下記の各県各市町村において避難確保計画作成のための講習会（講習会プロジェクト）が開催される予定です。

△市町村予定予催講習年度元令▽

■福岡県:久留米市 ■佐賀県:神崎市 ■長崎県:大村市 ■熊本県:山鹿市 ■大分県:大分市 ■宮崎県:宮崎市、日向市、高鍋町
 ■鹿児島県:薩摩川内市 ※赤文字:筑後川水系内市町村

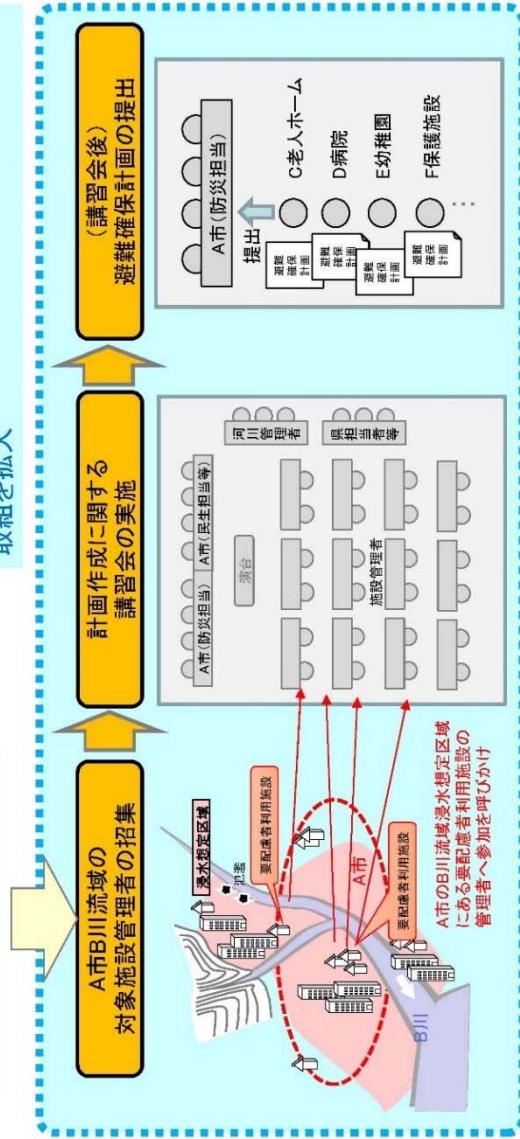
国土交通省

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営窓口一】

A市にて企画・立案

- ・H29年度に津市にて先行的に実施し、講習会運営マニュアルを作成
- ・H30年度には全国12市町で先行的に実施し、取組を拡大



平成29年度講習会プロジェクトの実施事例(三重県津市)

前期講習会

【開催日時】
平成29年11月7日（火）14：00～16：00
○参加施設数 75施設

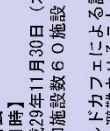
【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」（三重大学大学院 川口 淳 准教授）
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防犯情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）

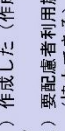
会費全体の状況



後期講習会
【開催日時】
平成29年11月30日（木）14：00～16：00
○参加施設数60施設 ※前後期合わせて90施設参加
【次第】
・ワールドカドカフェによる課題と知恵の共有
～選難させることができる計画を作成するために～
（テーマ1）作成した（作成中の）計画で選難させることができ
ますか？
（テーマ2）要配慮者利用施設設問及び地域と連携して助け合える
（協力できる）ことがありますか？



会場全体の状況



◆研修紙（赤）第1ラウンドの意見
◆研修紙（黄）第2ラウンドの意見
◆研修紙（青）第3ラウンドの意見
◆総括する意見についていねいね！のシートを貼付

テーブルでの意見集約状況

国土地交通省・国土環境省・河川防企画室
平成31年3月

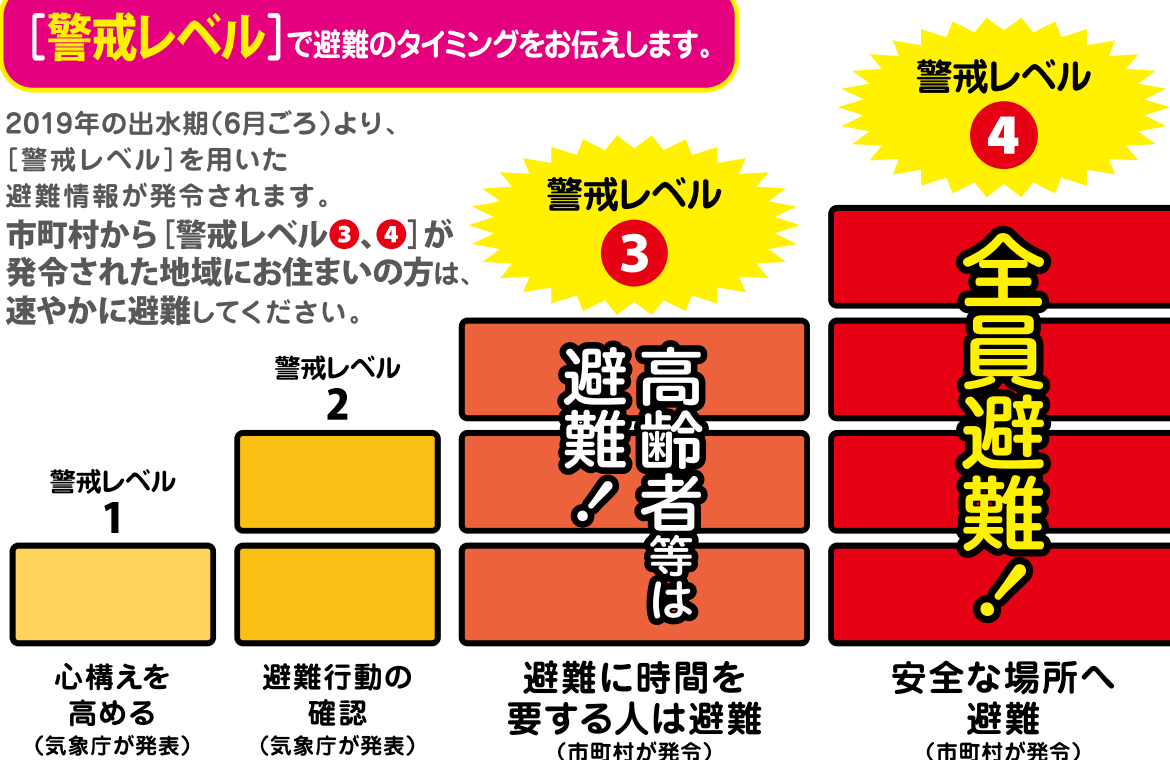
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル③、④]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル⑤】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの
一例

警戒
レベル
4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発令）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発令）

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに**速やかに避難**をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

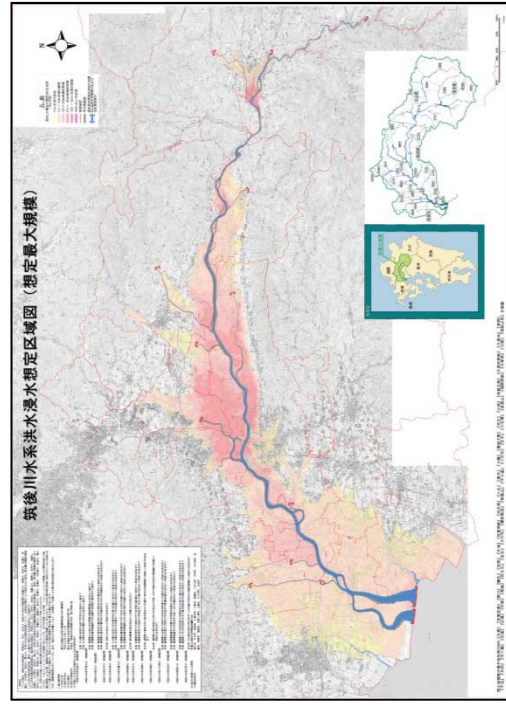


スマホ用
二次元コード

福建省莆田县田庄乡九斗村(五)

① 1兩 1ター

②ライヴカメラ



- ・九州防災ポータルサイト

■ 氣象情報

■ ダム情報

・水門・樋門・樋管の閉閉情報

■ 危機管理型水位計

■ 各県防災情報

③河川水位

④避難に関する情報

⑤他機関情報

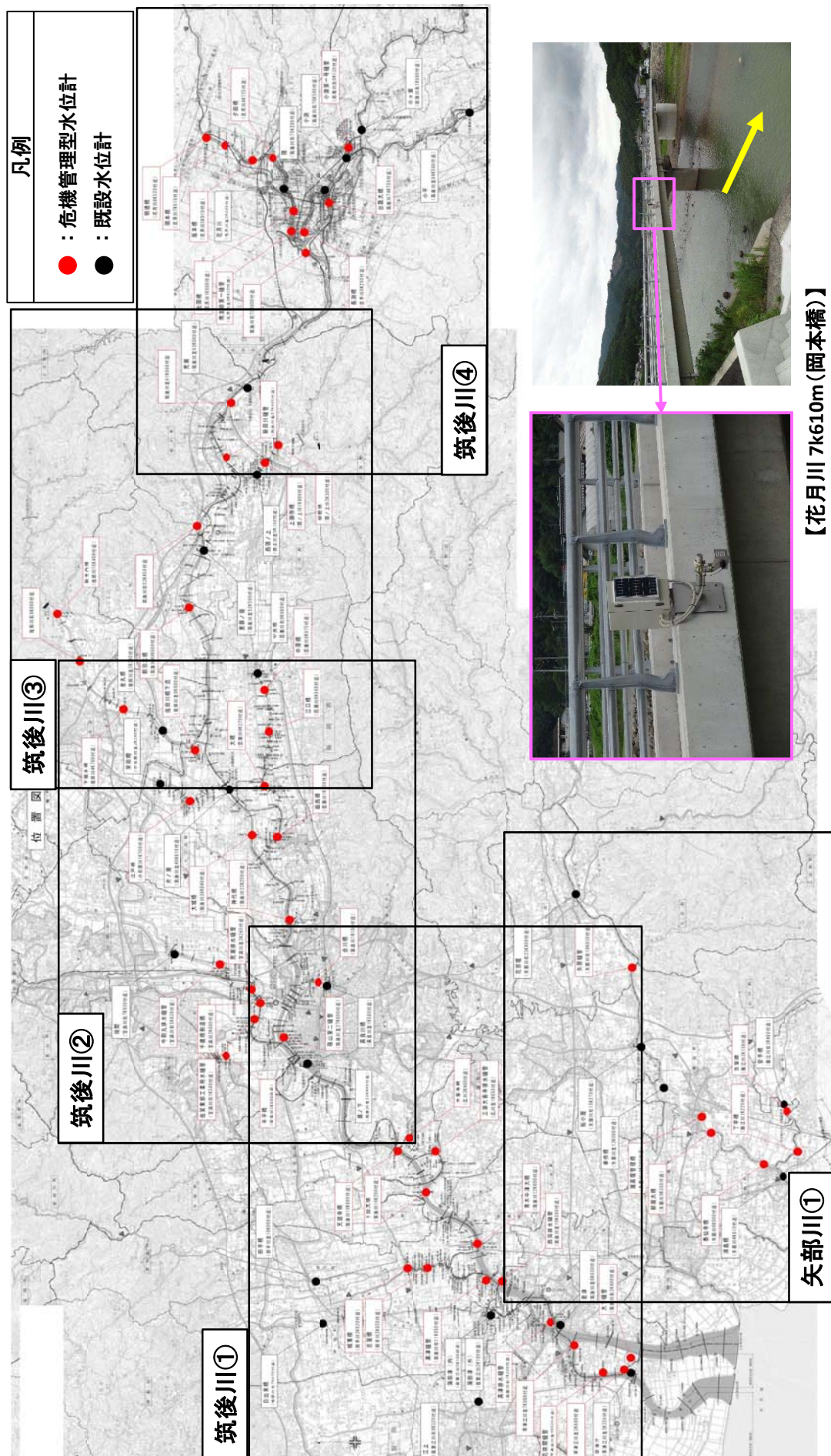
筑後川河川事務所ホームページのTOPページより閲覧できます。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/tikugoyabebousai/index.html>



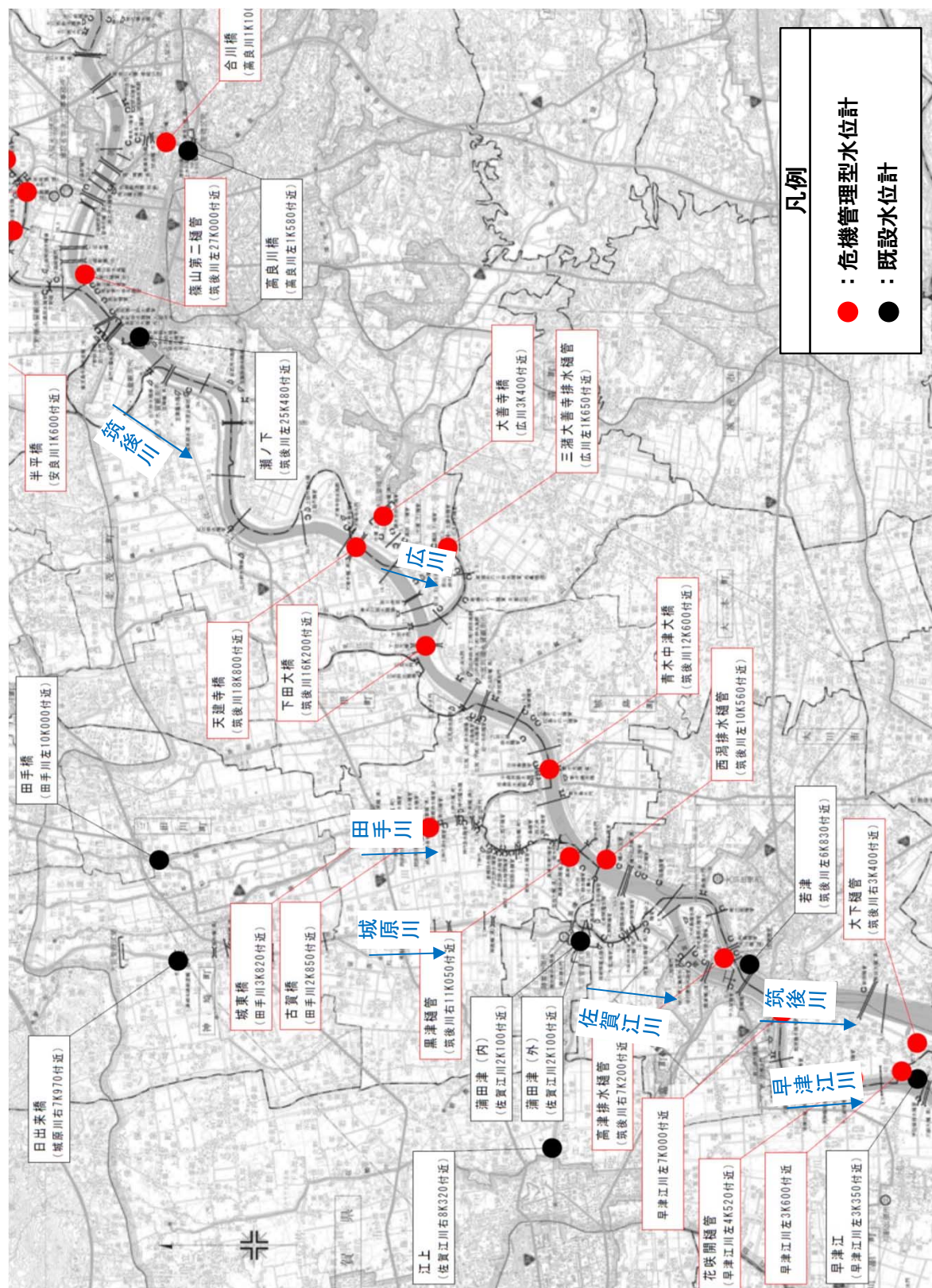
危機管理型水位計設置位置図（筑後川・矢部川水系全体）

筑後川河川事務所においては、平成30年度に筑後川と矢部川水系で**54基**（筑後川水系：48基、矢部川水系：6基）の危機管理型水位計を設置しました。



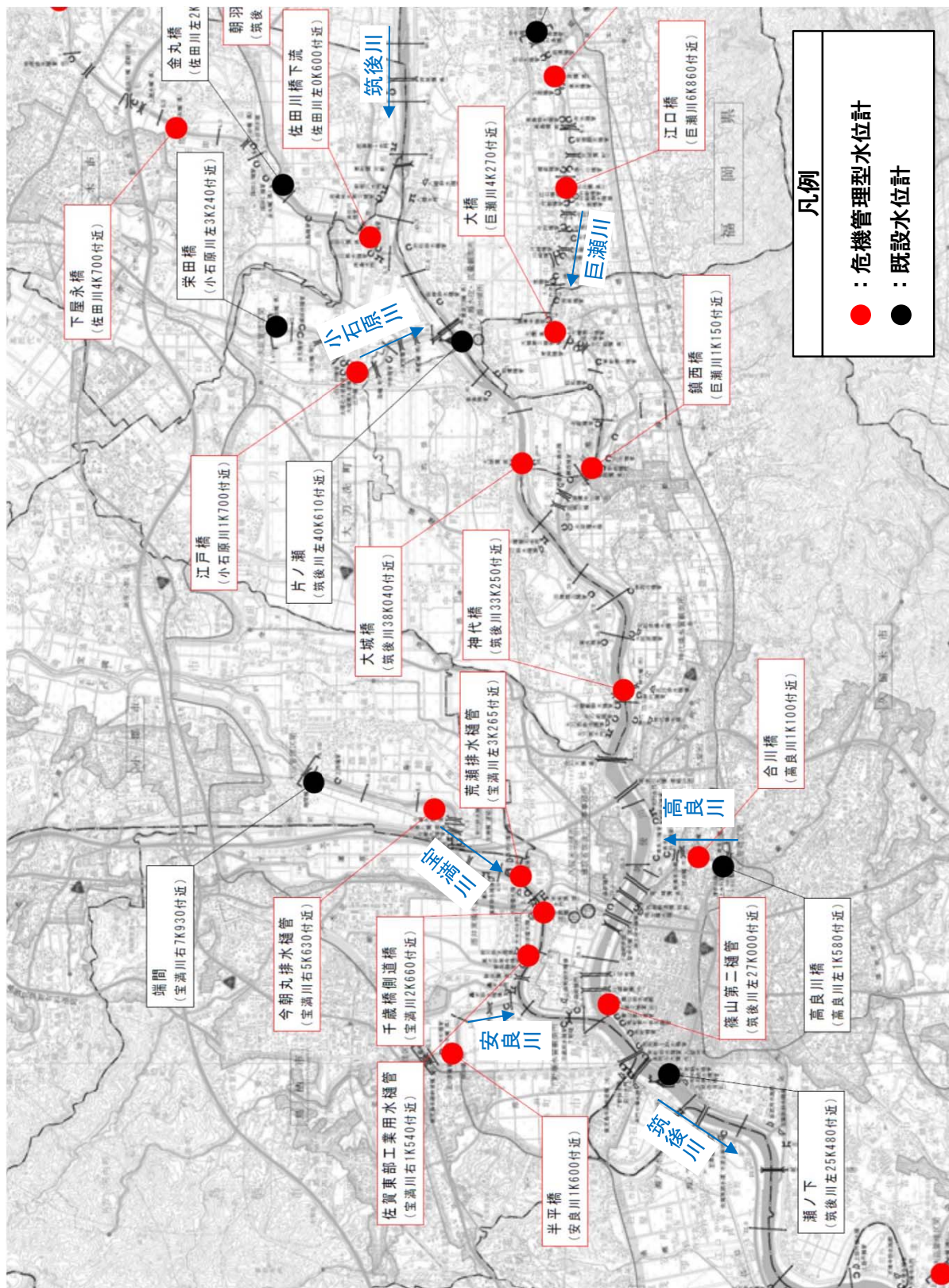
危機管理型水位計設置位置図（筑後川①）

・筑後川・早津江川・佐賀江川・城原川・田手川・広川

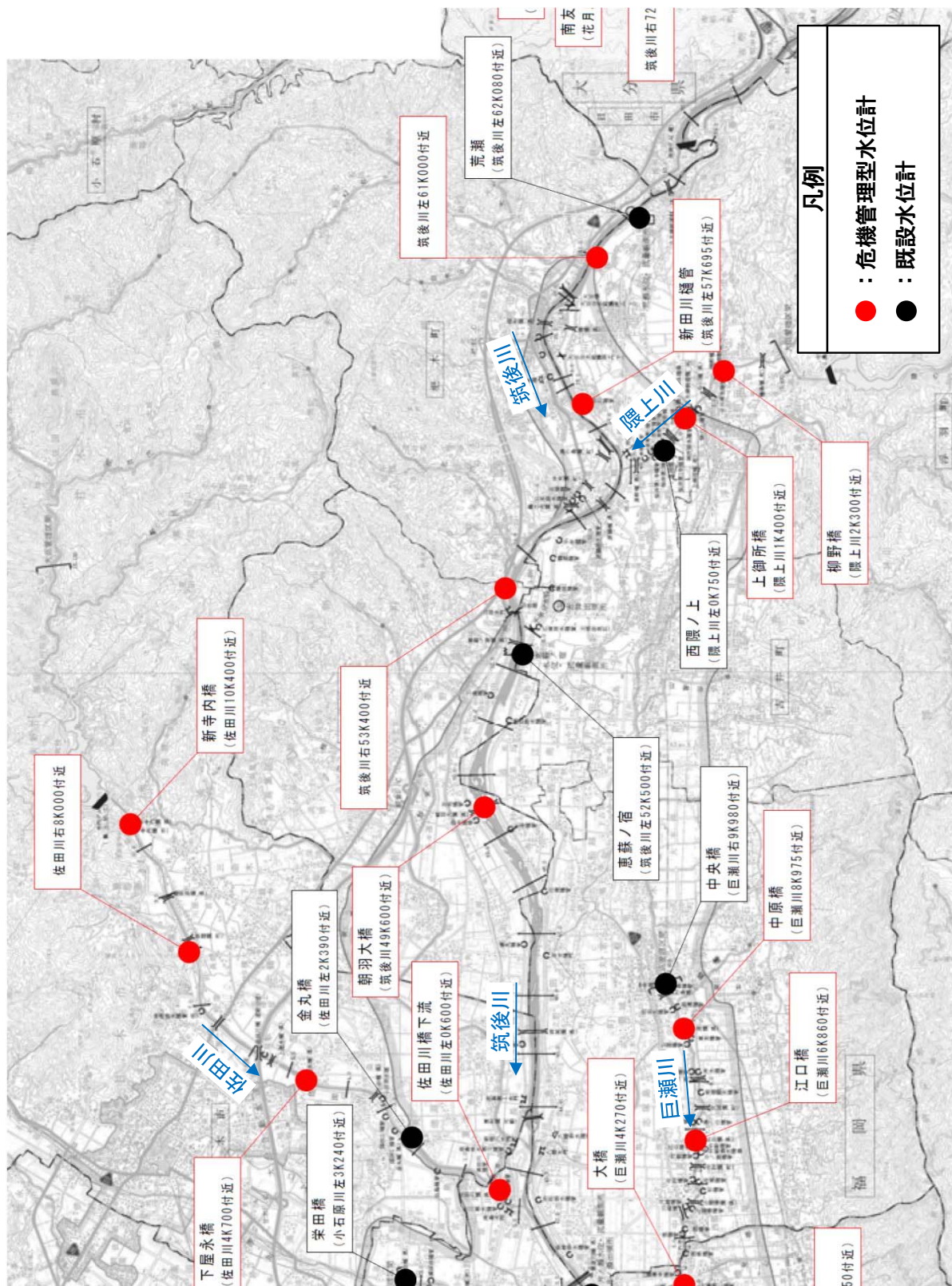


危機管理型水位計設置位置図（筑後川②）

・ 筑後川・宝満川・安良川・高良川・巨瀬川・小石原川

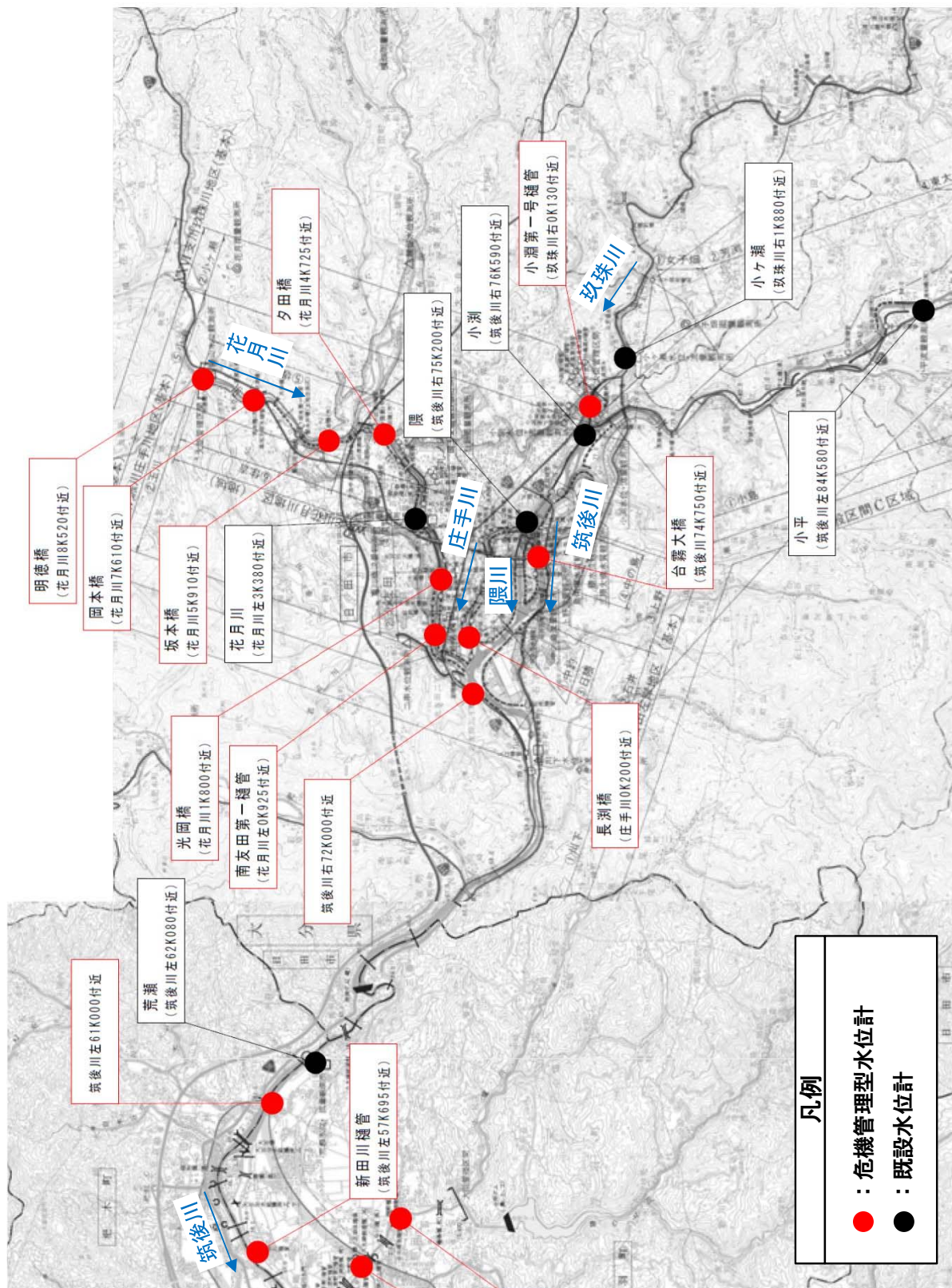


・筑後川・巨瀬川・佐田川・隈上川



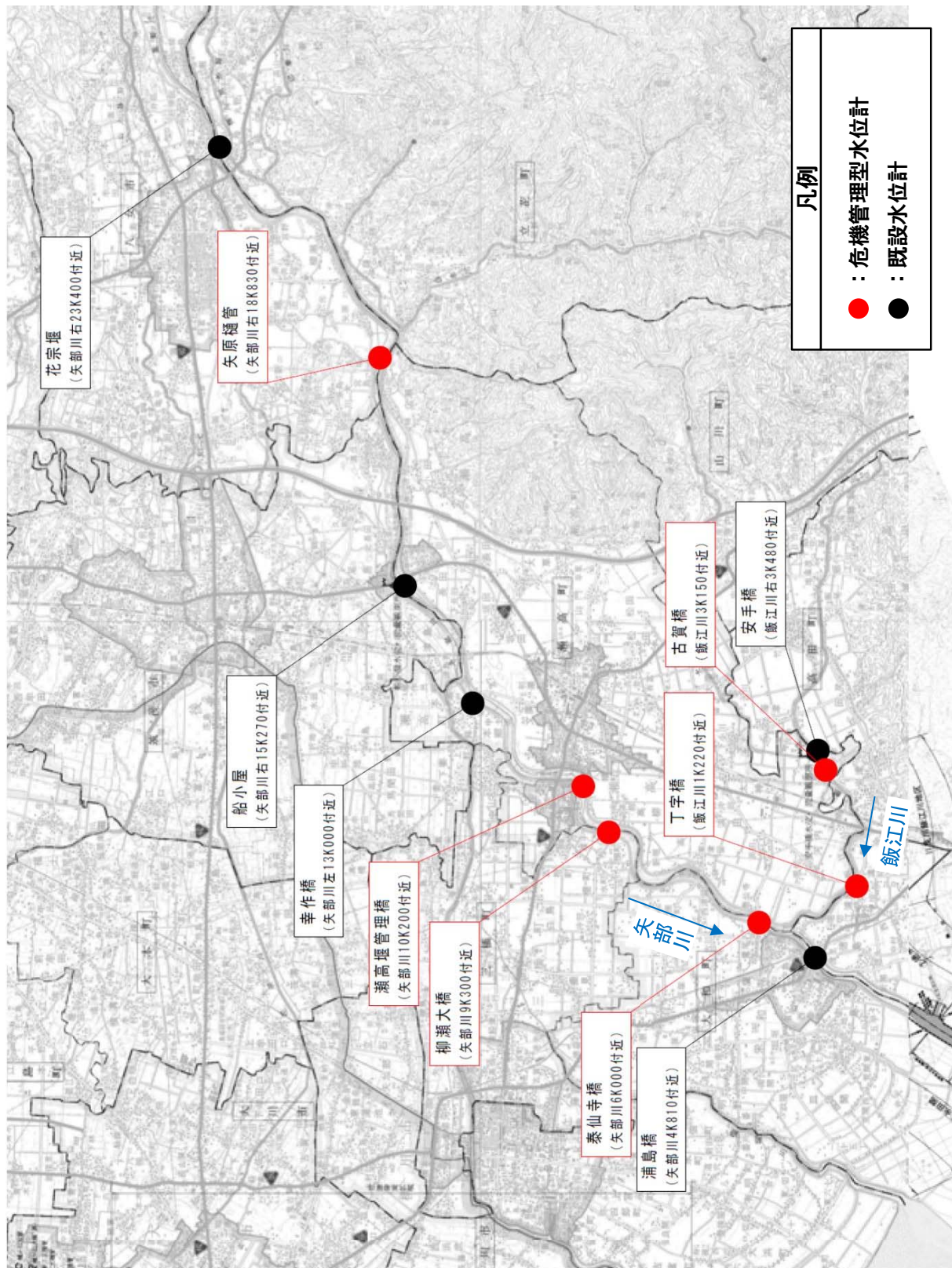
危機管理型水位計設置位置図（筑後川④）

・筑後川・花月川・庄手川・隈川・玖珠川



危機管理型水位計設置位置図（矢部川①）

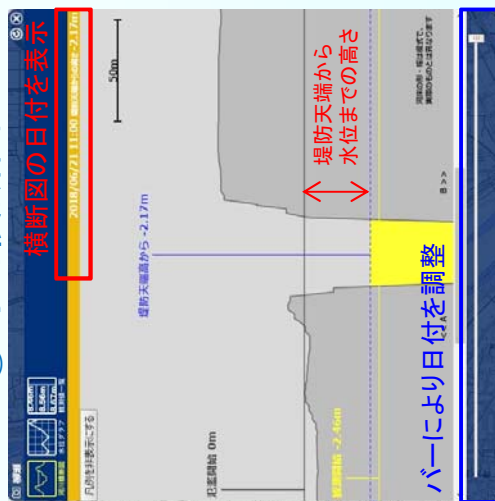
・矢部川・飯江川



危機管理型水位計運用システム (<https://k.river.go.jp/>) では、洪水時のみに河川水位を観測する水位計やカメラが設置されている箇所（箇所の河川の状況や水位を映像、横断面図、グラフによってリアルタイムに確認することが出来ます）。

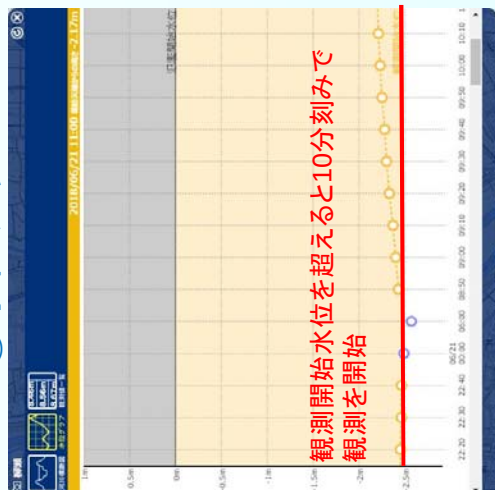
1. 確認出来る情報

①河川横断面図



川の水位がどこまで上がっているのか把握できます。

②水位グラフ



時間毎（10分）に変動する川の水位がどのように推移しているのかを把握出来ます。

③観測値一覧

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

00:10	-2.21m	-2.21m
00:20	-2.22m	-2.22m
00:30	-2.23m	-2.23m
00:40	-2.24m	-2.24m
00:50	-2.25m	-2.25m
01:00	-2.26m	-2.26m
01:10	-2.27m	-2.27m
01:20	-2.28m	-2.28m
01:30	-2.29m	-2.29m
01:40	-2.30m	-2.30m
01:50	-2.31m	-2.31m
02:00	-2.32m	-2.32m
02:10	-2.33m	-2.33m
02:20	-2.34m	-2.34m
02:30	-2.35m	-2.35m
02:40	-2.36m	-2.36m
02:50	-2.37m	-2.37m
03:00	-2.38m	-2.38m
03:10	-2.39m	-2.39m
03:20	-2.40m	-2.40m
03:30	-2.41m	-2.41m
03:40	-2.42m	-2.42m
03:50	-2.43m	-2.43m
04:00	-2.44m	-2.44m
04:10	-2.45m	-2.45m
04:20	-2.46m	-2.46m
04:30	-2.47m	-2.47m
04:40	-2.48m	-2.48m
04:50	-2.49m	-2.49m
05:00	-2.50m	-2.50m
05:10	-2.51m	-2.51m
05:20	-2.52m	-2.52m
05:30	-2.53m	-2.53m
05:40	-2.54m	-2.54m
05:50	-2.55m	-2.55m
06:00	-2.56m	-2.56m
06:10	-2.57m	-2.57m
06:20	-2.58m	-2.58m
06:30	-2.59m	-2.59m
06:40	-2.60m	-2.60m
06:50	-2.61m	-2.61m
07:00	-2.62m	-2.62m
07:10	-2.63m	-2.63m
07:20	-2.64m	-2.64m
07:30	-2.65m	-2.65m
07:40	-2.66m	-2.66m
07:50	-2.67m	-2.67m
08:00	-2.68m	-2.68m
08:10	-2.69m	-2.69m
08:20	-2.70m	-2.70m
08:30	-2.71m	-2.71m
08:40	-2.72m	-2.72m
08:50	-2.73m	-2.73m
09:00	-2.74m	-2.74m
09:10	-2.75m	-2.75m
09:20	-2.76m	-2.76m
09:30	-2.77m	-2.77m
09:40	-2.78m	-2.78m
09:50	-2.79m	-2.79m
10:00	-2.80m	-2.80m
10:10	-2.81m	-2.81m
10:20	-2.82m	-2.82m
10:30	-2.83m	-2.83m
10:40	-2.84m	-2.84m
10:50	-2.85m	-2.85m
11:00	-2.86m	-2.86m
11:10	-2.87m	-2.87m
11:20	-2.88m	-2.88m
11:30	-2.89m	-2.89m
11:40	-2.90m	-2.90m
11:50	-2.91m	-2.91m
12:00	-2.92m	-2.92m
12:10	-2.93m	-2.93m
12:20	-2.94m	-2.94m
12:30	-2.95m	-2.95m
12:40	-2.96m	-2.96m
12:50	-2.97m	-2.97m
13:00	-2.98m	-2.98m
13:10	-2.99m	-2.99m
13:20	-3.00m	-3.00m
13:30	-3.01m	-3.01m
13:40	-3.02m	-3.02m
13:50	-3.03m	-3.03m
14:00	-3.04m	-3.04m
14:10	-3.05m	-3.05m
14:20	-3.06m	-3.06m
14:30	-3.07m	-3.07m
14:40	-3.08m	-3.08m
14:50	-3.09m	-3.09m
15:00	-3.10m	-3.10m
15:10	-3.11m	-3.11m
15:20	-3.12m	-3.12m
15:30	-3.13m	-3.13m
15:40	-3.14m	-3.14m
15:50	-3.15m	-3.15m
16:00	-3.16m	-3.16m
16:10	-3.17m	-3.17m
16:20	-3.18m	-3.18m
16:30	-3.19m	-3.19m
16:40	-3.20m	-3.20m
16:50	-3.21m	-3.21m
17:00	-3.22m	-3.22m
17:10	-3.23m	-3.23m
17:20	-3.24m	-3.24m
17:30	-3.25m	-3.25m
17:40	-3.26m	-3.26m
17:50	-3.27m	-3.27m
18:00	-3.28m	-3.28m
18:10	-3.29m	-3.29m
18:20	-3.30m	-3.30m
18:30	-3.31m	-3.31m
18:40	-3.32m	-3.32m
18:50	-3.33m	-3.33m
19:00	-3.34m	-3.34m
19:10	-3.35m	-3.35m
19:20	-3.36m	-3.36m
19:30	-3.37m	-3.37m
19:40	-3.38m	-3.38m
19:50	-3.39m	-3.39m
20:00	-3.40m	-3.40m
20:10	-3.41m	-3.41m
20:20	-3.42m	-3.42m
20:30	-3.43m	-3.43m
20:40	-3.44m	-3.44m
20:50	-3.45m	-3.45m
21:00	-3.46m	-3.46m
21:10	-3.47m	-3.47m
21:20	-3.48m	-3.48m
21:30	-3.49m	-3.49m
21:40	-3.50m	-3.50m
21:50	-3.51m	-3.51m
22:00	-3.52m	-3.52m
22:10	-3.53m	-3.53m
22:20	-3.54m	-3.54m
22:30	-3.55m	-3.55m
22:40	-3.56m	-3.56m
22:50	-3.57m	-3.57m
23:00	-3.58m	-3.58m
23:10	-3.59m	-3.59m
23:20	-3.60m	-3.60m
23:30	-3.61m	-3.61m
23:40	-3.62m	-3.62m
23:50	-3.63m	-3.63m

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

観測時刻

観測水位

堤防天端から水位までの高さ

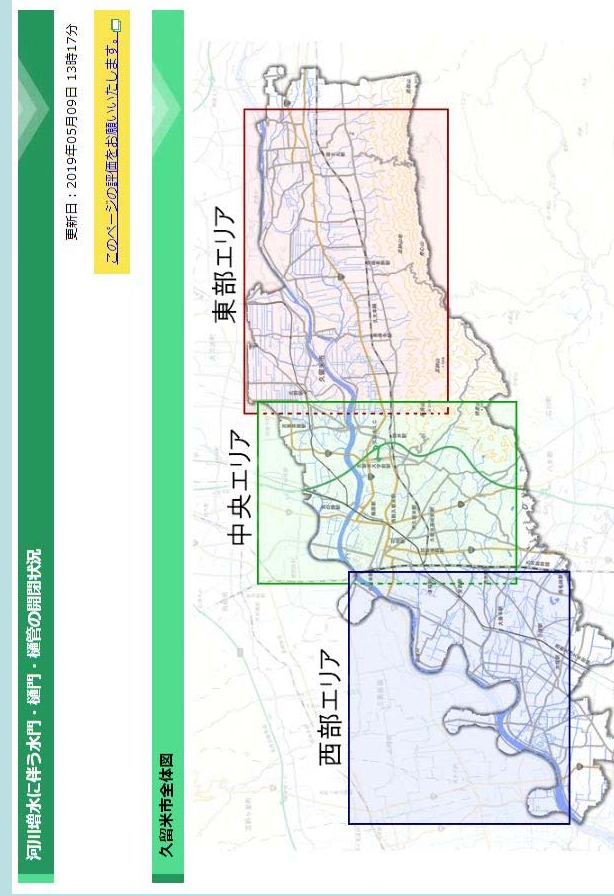
観測時刻

観測水位

情報の受発信に関する取組

■【取組項目No. 筑-中下-13(アンケート1)】水門・樋門・樋管の開閉情報の公開（久留米市）

○水門・樋門・樋管の開閉情報をホームページで公開



排水機場・水門・樋門等一覧	
西部エリア	
● 8：古川排水機場（古川水門） 場所：左賀良三義基郡みやき町	> 開閉状況：開 > 開閉時間： 西部エリア地図を見る
● 9：古賀坂排水機場（古賀坂水門） 場所：安武町荒島	> 開閉状況：開 > 開閉時間：
● 10：筑前千祐排水機場（本堤水門） 場所：左賀良三義基郡みやき町	> 開閉状況：開 > 開閉時間：
● 11：山ノ井排水機場（上流）（山ノ井水門） 場所：延島町荒島	> 開閉状況：開 > 開閉時間：

全体図から確認したいエリアを選択できる

開閉状況・開閉時間を水門ごとに確認できる

水門の開閉状況をホームページで公開することで、市民の避難行動につなげることができる。

避難判断基準及び発令対象区域(久留米市)

【別表1】

・水位周知河川(隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、高良川、広川、田手川)

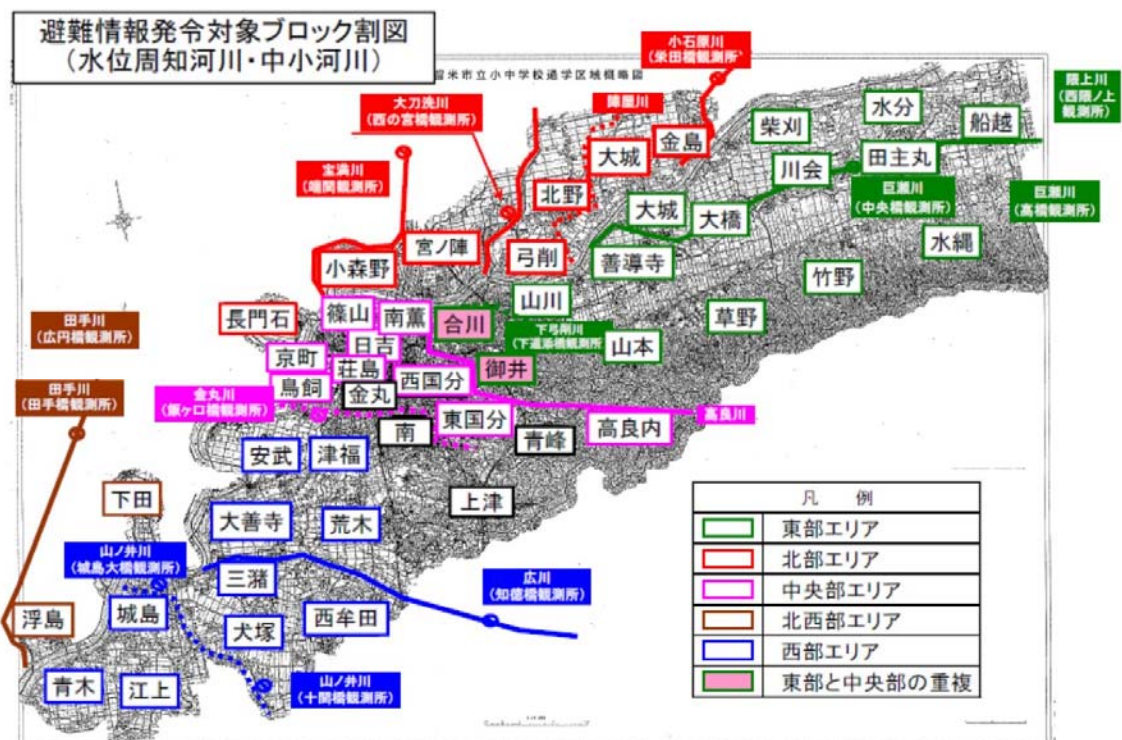
避難情報	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫注意水位』に到達した場合
避難勧告	・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『避難判断水位』に到達した場合
避難指示(緊急)	・避難情報が発令されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫危険水位』に到達した場合

・中小河川(金丸川、山ノ井川、下弓削川、陣屋川)

避難情報	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫注意水位』(『避難準備水位』)に到達した場合
避難勧告	・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫危険水位』(『避難勧告水位』)に到達した場合 ・大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水門又は樋門を閉じた場合
避難指示(緊急)	・避難情報が発令されている場合で、水位観測所の水位が『氾濫危険水位』(『避難勧告水位』)に到達し、かつ水門又は樋門を閉じた場合



【別表2】



平常時からの水害リスク情報の提供等

■【取組項目No 筑-中下-20（アンケート1）】洪水ハザードマップの作成・公表（鳥栖市）

- 新たに公表された浸水想定区域（筑後川・宝満川・大木川・安良川・秋光川・大刀洗川）を反映したハザードマップ（A4・56ページ）を作成。
- 保存用にポケット付きカバー及び日頃から確認できるよう大判マップを作成。
- 外国人・学生でも読みやすいよう、ふりがなを併記。



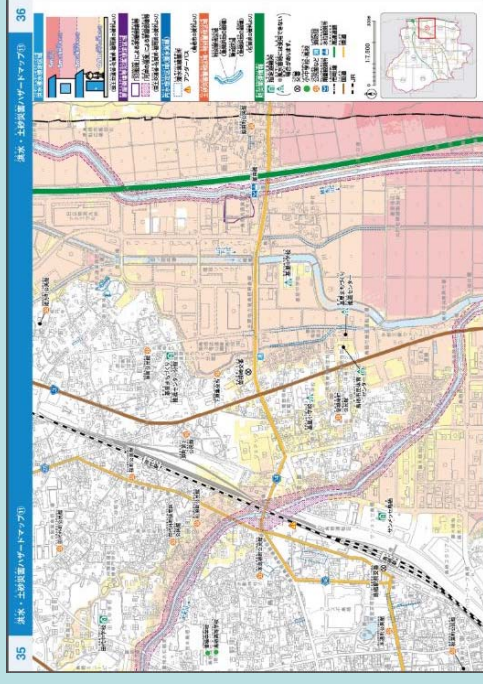
ハザードマップカバー



それぞれのポケットに本マップ及び防災に関するお知らせを収納できるようにすることで、捨てられにくいような工夫を行った。



大判マップ



土砂災害警戒区域とあわせて掲載。イメージしやすいよう、浸水の深さはイラストと色で表している。

（課題）配るだけで終わるのではなく、防災訓練や出前講座の機会を活用しながら、内容について周知していくことが重要。

防災に関する啓発活動

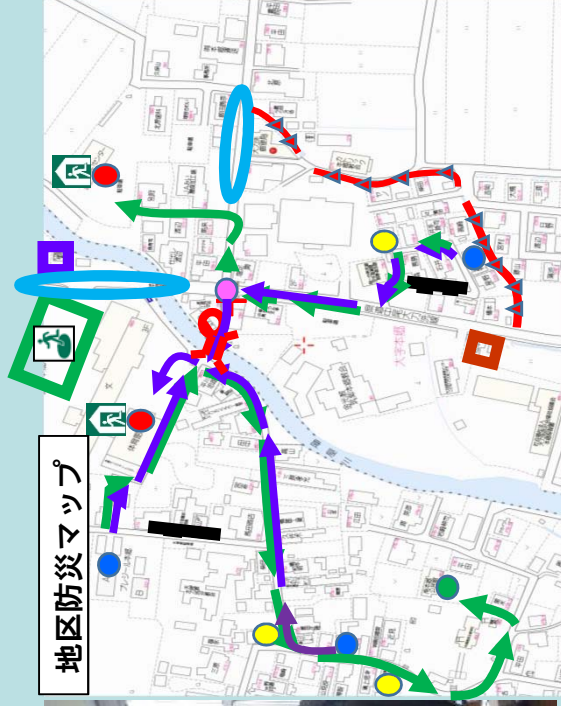
■【取組項目No1(アンケート2)】 防災マップ作成訓練 (大刀洗町)

- 8行政区からなる自主防災組織（本郷校区）と連携し、地区防災マップを作成
- 町内河川・ため池の浸水想定地域、危険箇所、各地区の避難場所・避難所の把握を指導
- 地区内の要配慮者宅（避難行動要支援者）を経由した避難経路の作成を指導

訓練の様子



地区防災マップ



図上訓練の状況(H31.3.9)

参加人数：約50名

参加者：区長、議員、民生委員
老人クラブ、民間福祉
施設職員
職員（消防防災安全係）

効果：浸水想定地域の把握（最大浸水想定・ため池浸水想定）、要配慮者の避難誘導を含む安全な避難経路の検討により、地域防災リーダーの識能向上と地域防災力向上に繋がった。

課題：地区内の要配慮者（避難行動要支援者）の把握数は少数であり、各地区毎に住民を多く参加させた訓練が必要（避難行動要支援者全体をカバーできていない。）

■【取組項目No2】広報誌を活用したわかりやすい防災情報の提供（朝倉市）



自分の命は自分で守る

災害発生時に自分の命を守るためには、日ごろから地域の環境（土地の特徴など）を知っておくことが大切です。また、身の回りでどういう危険が迫っているかいち早く知る必要があります。梅雨時期を前に、大切な命を守るために必要なことを確認しましょう。

最寄の
避難所は？

危険な場所
はどこ？

皆さんの住んでいるところがどういう災害の危険性があるのか、家族・地域の人などと確認し、災害発生時の避難経路などを確認しましょう。

自主防災マップで災害
の危険性を確認

市では、各地区（地域）の自主防災マップを見直し、各戸に配布しています。

自主防災マップとは、水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地域で出された意見を地図上に表したものです。



広報あさくら6月11日号と一緒に配布しています
※市防災交通課（本庁別館）でも入手できます

適切な避難行動を知る
「水平避難と垂直避難」

災害発生時には、自分の判断で避難や身を守る行動をとらなければなりません。身の危険を感じたら、早めに避難所へ避難すること（水平避難）が大切です。

しかし、夜間や大雨で側溝の水が道路にあふれているようなときは、屋外を移動することの方が危険な場合もあります。そのような場合は、例えば、自宅の2階に避難する（垂直避難）、がけ側から離れた部屋に移動する、近所のより強固な建物に避難するといった選択もあります。「命を守るための避難」という認識を持つことがとても大切です。



【親子ミニ防災教室】

■対象：0～6歳の子どもと保護者

■定員：5～30人

■申込期限：6月28日（金）

※回数に限りがあります。



▲紙芝居などで子どもにも分かりやすい内容です。

■【取組項目No4】自主防災マップの作成・更新と一時避難場所の掲載(朝倉市)



出水期対策プロジェクトチームから
松末地区で避難訓練が行われました 5/26

5月26日、市は「避難訓練デー」と位置づけ、8時に市内一斉に防災行政無線などでサイレンを鳴らしました。

松末地区では、このサイレンをきっかけに避難訓練が行われました。訓練では、約100人の住民が隣近所が集まり、安全を確認しながら避難場所（旧松末小学校）までの手順・経路を確認しました。

その後は、地元消防団員による応急担架の作り方の実演や、気象庁がホームページで提供している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」などの活用方法を指導する講話もありました。

参加者たちは、昨年の災害時の行動を振り返りながら、いざというときに迅速に動くための意識を高めました。

市防災交通課 ☎28-7554



▲ 隣近所でまとまって避難する様子。今回の訓練では、各家で避難する際に、避難完了の自印として玄関先などにタオルを置く「逃げタオル」を実践しました。

松末地域コミュニティ協議会・伊藤会長の話

松末地区の指定避難所は、基本的にらくゆう館です。自主避難場所への避難が危険だと判断したときの最終手段であるという認識をまず持ってほしいです。

自分の身は自分で守る、危険を感じたら早めに避難するという意識が大事。避難や気象情報の収集はもちろん、毎日の生活の中で、自分の目で地域の様子の違いを感じ取って判断してほしいです。

！ 自主避難場所の考え方

本来は早めに市指定避難所に避難するべきところ、逃げ遅れたなどやむを得ない場合に、自分の命を守るために緊急的に避難する場所です。

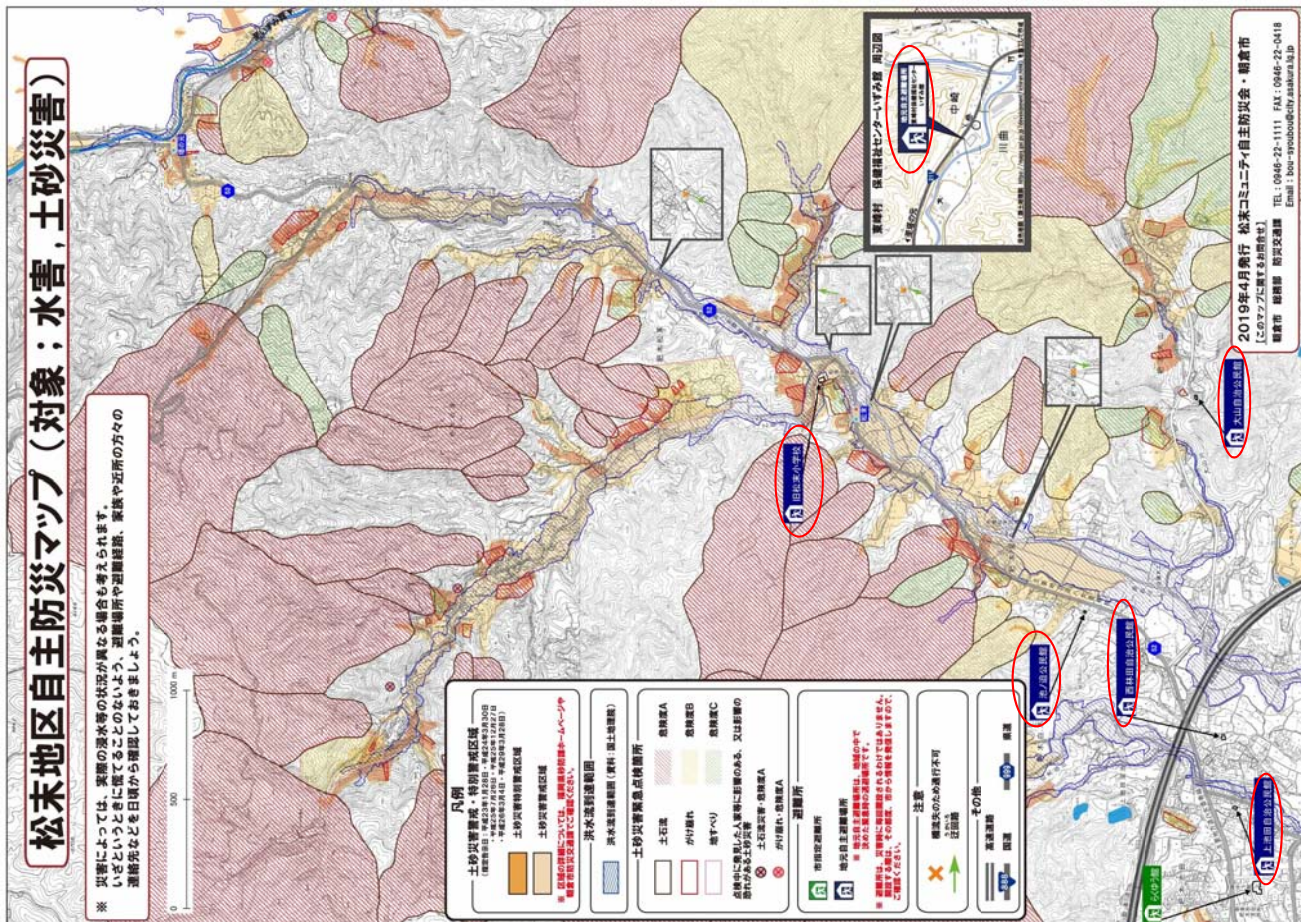
特に被害の大きかった各地区で、市と地元で協議を行い、6月中旬に対象地区において「自主防災マップ改訂版」としてお知らせするほか、市ホームページでお知らせします。

？ 「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を見るには

気象庁ホームページ「トップページ」⇒①「高解像度降水ナウキャスト」⇒②「土砂災害警戒判定メッシュ情報」



※「土砂災害警戒判定メッシュ情報」は、土砂災害の危険度の高まりを、5段階で色分けして示す情報です。このほか、「高解像度降水ナウキャスト」や気象情報などの情報も避難の際の参考にしましょう。



防災に関する啓発活動

■【取組項目No. 筑-中下-1（アンケート1）】水害記憶の伝承、講習会、パネル展の実施（鳥栖市）

○昭和28年筑後川大水害写真展の実施（H30.11.20～25）「筑後川大水害を考える会」

場所：鳥栖市立図書館

○親子・こども向けに「ぼうさいぬりえ、避難路をさがそう等）

○昭和28年大水害の語り部による体験発表（H30.11.25）



昭和28年筑後川大水害写真展
鳥栖市立図書館
(H30.11.20～25)
語り部による体験発表と親子・子ども向けの
「ぼうさい体験教室」はH30.11.25のみ



ぼうさいぬりえ



避難路をさがそう



過去の大水害の記録を写真で見ることと当時の経験を聞くことで、改めて防災に対する啓発を行えた。

水防災教育の普及・拡充

■【取組項目No. 筑-中下-7（アンケート1）】学校教育機関と連携した防災教育（鳥栖市）

- 市内12小中学校を対象とした総合的な防災教育。
- 内容は、座学、着衣水泳、避難訓練、消火訓練、熊本視察研修など多岐にわたる。
- 佐賀地方気象台、筑後川河川事務所、鳥栖消防署、日本赤十字社佐賀県支部等と連携。



H30.10.10
防災に関する
公開授業
鳥栖小5年



H30.10.24
教職員を対象とした
気象台による研修
基里小 教職員



H30.7.13
日赤の指導による
着衣水泳
鳥栖小4年



H31.1.30
市防災担当による
出前講座
鳥栖西中学1年



H30.12.20
筑後川河川事務所
による出前講座
基里中学2年

- （効果）児童のみではなく、教職員、保護者に対しても啓発を行えた。
- （課題）防災に関する意識化・行動化を継続的・系統的に指導していくこと。

自主防災組織の設立や地域防災リーダーの育成の支援

■【取組項目No. 第-上-28（アンケート1）】自主防災組織の設立や地域防災リーダーの育成を支援（日田市）

○地域防災のリーダー的役割を担う防災士を養成、育成し自主防災組織の防災力の向上を図る取り組みを進めている。

大分県事業である防災士養成事業と連携し、日田市においても防災士の養成を進めている。
なお、日田市では防災士が自主防災組織（自治会）の中で活動してもらうことが地域防災力（自助、共助）の向上につながることから、**自治会からの推薦**により防災士資格取得の助成を行っている。

	H28実績	H29実績	H30実績	R元計画
養成数(人)	50	55	71	50
累計(人)	406	461	532	582

※H24以降、毎年50人の資格取得を目標に推進。
H30年度末現在、532名を養成。



地区の防災訓練でもリーダー的役割で活動している。（オレンジベスト）

- 防災士スキルアップ研修（資格取得者を対象に年3回実施：毎回テーマを変えて実施）
- 平成30年6月には、全防災士を対象にH29九州北部豪雨において実際に被害を受けた地域の防災士2名の実体験による講演会を開催。身近に起きた災害への対応や課題等について共有。
- 自主防災組織（自治会）からの推薦によることで、地区での活動に入りやすい環境としている。
- 防災士同士の意見交換や活動状況の共有を図るため、大山地区（8自治会）では、防災士の協議会を設立し、防災士同士で顔の見える活動の展開を図っている。今後他の地区にも広めていく予定。

※防災士は、防災の基礎的知識や災害の怖さなどを研修会を通じて学んでおり **“自分の命は自分で守る・地域で守る”** 意識を全市民に広めていくために、地域内で防災リーダー的役割を担い活動している。防災士を増やしていくことで、防災意識の向上や、早期避難意識の醸成が図られる。

（課題等）

- ・高齢化の進んだ規模の小さな自治会などは、防災士のなり手が不足している。
- ・養成後も高い防災意識を継続してもらうためには、多くの防災士に研修会等に参加してもらいたいですが、活動の差が大きい。

防災体制の強化(その1)

■【取組項目No18 (アンケート2)】行政区タイムラインとマイタイムラインの作成 (東峰村)

○「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理した自分自身の防災計画

○平成30年度からの取り組み、地区防災マップが完成したため、5月に4会場で行政区部会を開催する。

○意見を出し合ってタイムラインベース作り。

○6月にタイムラインベースを各家庭に配布し、6月23日(日)の防災訓練で実際に使用する。さらに避難した住民同士で内容の検討を行い、改良していく予定。



R1.5.7 いずみ館 参加人数:約70名

○現在作成中であり、効果については不明。今までとは違う考えが出来て、事前に行動がとれるものと考ええる。

○A3用紙両面印刷ラミネートして10月までに各家庭に配布予定。

防災体制の強化(その2)

■【取組項目No18 (アンケート2)】行政区タイムラインとマイタイムラインの作成 (東峰村)

東峰村

(〇〇行政区)

行政区タイムライン・個人タイムラインの作成

時間	気象情報	県・村	行政区・個人	この他にやりたい 行動計画を記入
事前対策	早期注意情報	○事前対策の確認 ○職員体制、伝達体制 ○備蓄資材、避難場所 ○自主防災組織 要支援者支援等	行政区部会の集計	
	警戒レベル1◇			
前日	○気象情報の発表 ・台風、大雨情報等	○職員の連絡体制 配備体制の確認 ○情報収集 ○自主避難、注意の呼びかけ (防災無線)	行政区部会の集計	
	警戒レベル2◇			
半日～数時間前	大雨注意報		行政区部会の集計	
	警戒レベル3◇	○災害警戒本部設置 ○指定緊急避難場所開設 (3箇所) ○避難準備・高齢者等避難開始発令 (防災無線) ○警戒発令 (防災無線) ○避難勧告準備		
2時間程前	大雨警報 (土砂災害)		行政区部会の集計	
	警戒レベル4◇	○避難勧告発令 (防災無線) ★全員避難 ○指定緊急避難場所開設 (6箇所)		
	記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報	○災害対策本部設置 ○避難指示 (緊急) 発令 (防災無線)		
	大雨特別警報	○特別警報の住民周知		
災害発生！	警戒レベル5◇	○状況が分かり次第、住民周知		

住民が検討した結果を記入する部分

■【取組項目No 筑-中下-34（アンケート1）】（佐賀市）

民間事業者等との災害時における一時避難所としての施設利用に関する協定等の締結

- 災害情報の共有
- 佐賀市が佐賀少年刑務所に対して、ライフラインの供給を行う
- 佐賀少年刑務所が佐賀市に対して、避難場所等の提供を行う



【協定締結日】
平成31年2月1日

佐賀市の三次避難所として指定し、鍛錬場、職員待機所などを避難所として使用
することが可能 → **市民の安全安心及び市の防災力向上に繋がる**

安全な場所への早期避難

■【取組項目No.8(アンケート2)】 避難行動要支援者の個別支援計画策定（みやま市）

- 地域の避難行動要支援者の把握
- 避難協力者や避難ルートの決定
- 関係機関が連携した避難訓練の実施



避難情報の伝達や避難行動要支援者の避難支援体制を確認するため、みやま市、みやま市消防団、みやま市消防本部、柳川警察署、自主防災組織が連携して避難訓練を実施しました。要支援者の避難にあたっては、市の自主防災組織育成補助金を活用して整備された車いすなどが使用されました。

H30.5.27 参加人数：約80名

災害発生時の市町等への支援

■【取組項目No. 筑-中下-54(アンケート1)】（佐賀市）

市町、県が実施する防災訓練に、公益事業者、国等が参加し、大規模災害を想定した訓練を実施

- 佐賀市本庄地区において、各関係機関の協力を得て総合防災訓練を実施
- 情報伝達訓練を兼ね、防災行政無線、さがんメール、防災ラジオで情報伝達を実施
- 自主防災組織との連携による避難所開設・運営訓練を実施

【平成30年11月11日】

避難所への避難状況



倒壊家屋からの救出訓練



水道管復旧訓練



避難所開設・運営訓練 【HUG研修】



立ち往生車両の排除訓練



炊き出し訓練



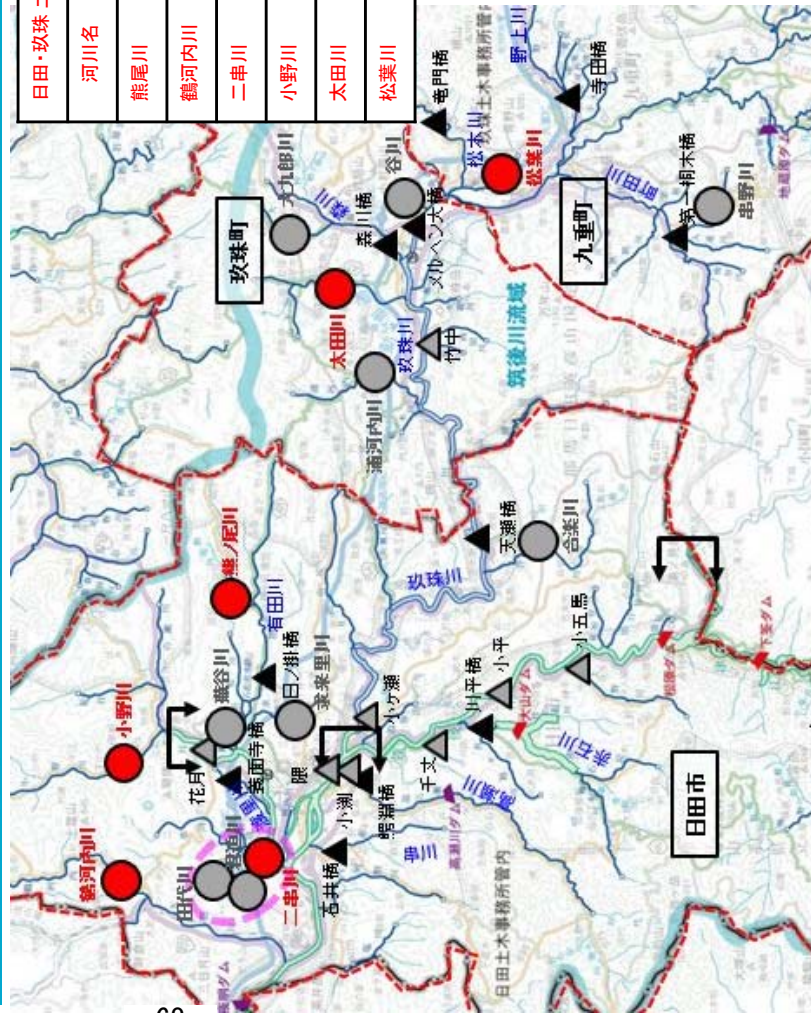
水防に関する取り組み

■【取組項目No 筑-上-42（アンケート1）】洪水時における河川管理者等からの情報提供に関する取組（大分県）

①上昇速度が速い水位の変化を把握するための危機管理型水位計や河川監視カメラの設置に関する検討

○これまでの取組：設置場所の検討を行い、日田市に4基、玖珠町に1基、九重町に1基設置（平成30年6月）

危機管理型水位計に関する整備計画 位置図



既存の水位計に加え、インターネット等により水位情報を入手できることから、住民の避難判断のひとっとして活用していただく。

危機管理型水位計設置状況

日田・玖珠土木管内				
河川名	橋梁名	設置基数	設置日	
熊尾川	面組橋	1	H30.6.19	
鶴河内川	平寒水橋	1	H30.6.18	
二串川	二串橋	1	H30.6.21	
小野川	下横江橋	1	H30.6.18	
太田川	原口橋	1	H30.6.25	
松葉川	団子橋	1	H30.6.25	



近年の出水概要

九州地方整備局 筑後川河川事務所

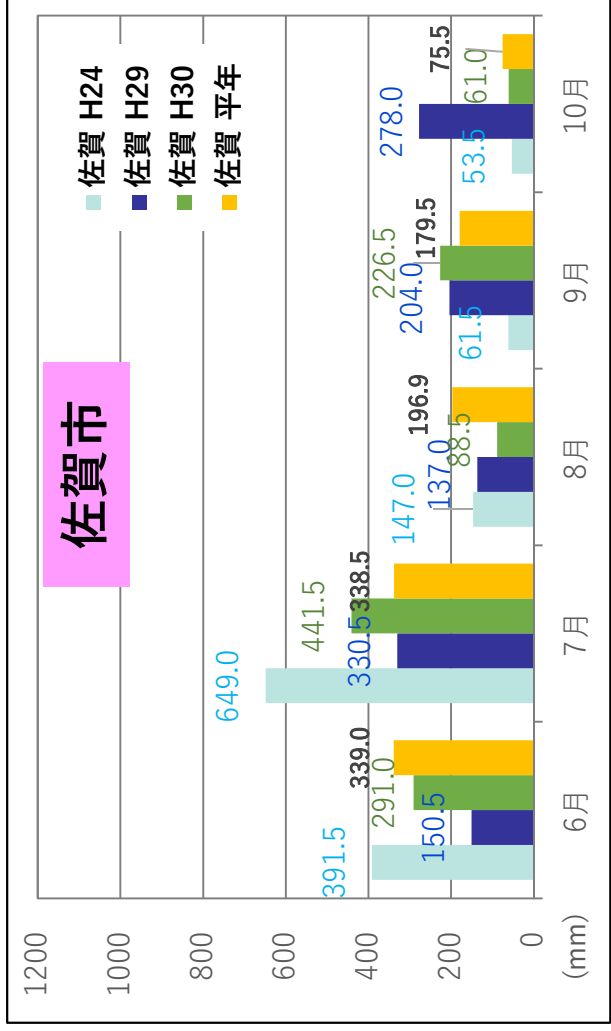
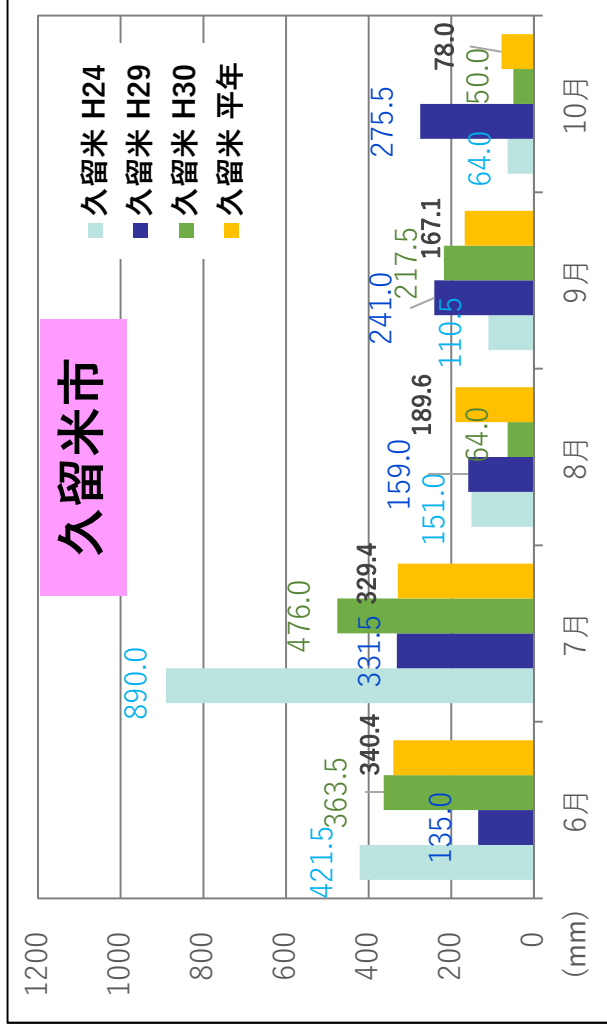
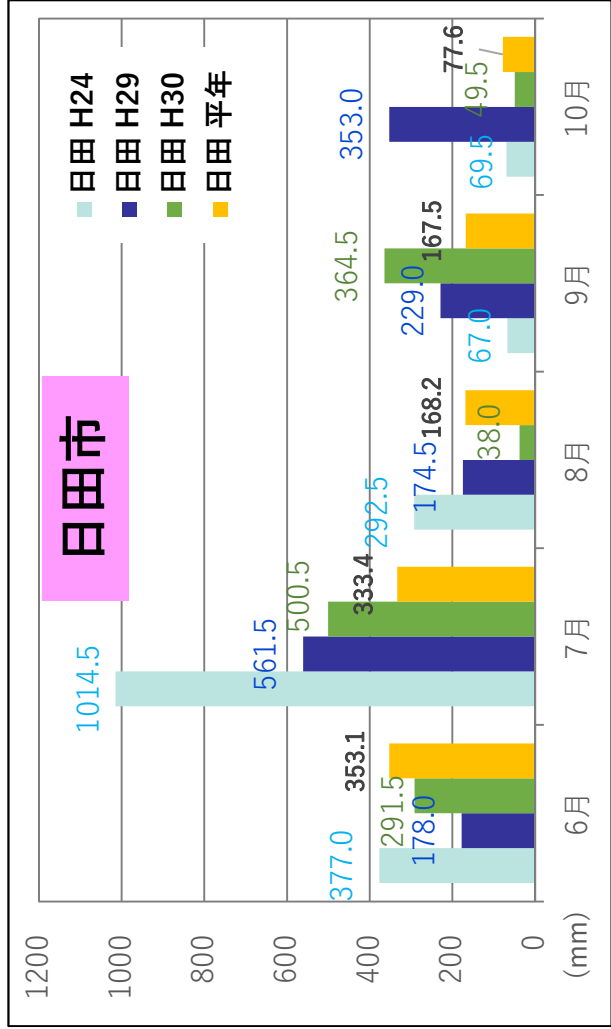
※ 本資料の数値は速報値及び暫定値のため今後の調査で変わる可能性があります。

■平成30年度 梅雨の記録
(出典：気象統計情報<気象庁>)

<梅雨期間：北部九州>

	H30年	平年	比較
梅雨入り	6月5日頃	6月 5日頃	平年並み
梅雨明け	7月9日頃	7月19日頃	10日早い

■主要洪水 出水期の降雨記録
(出典：気象統計情報<気象庁>)

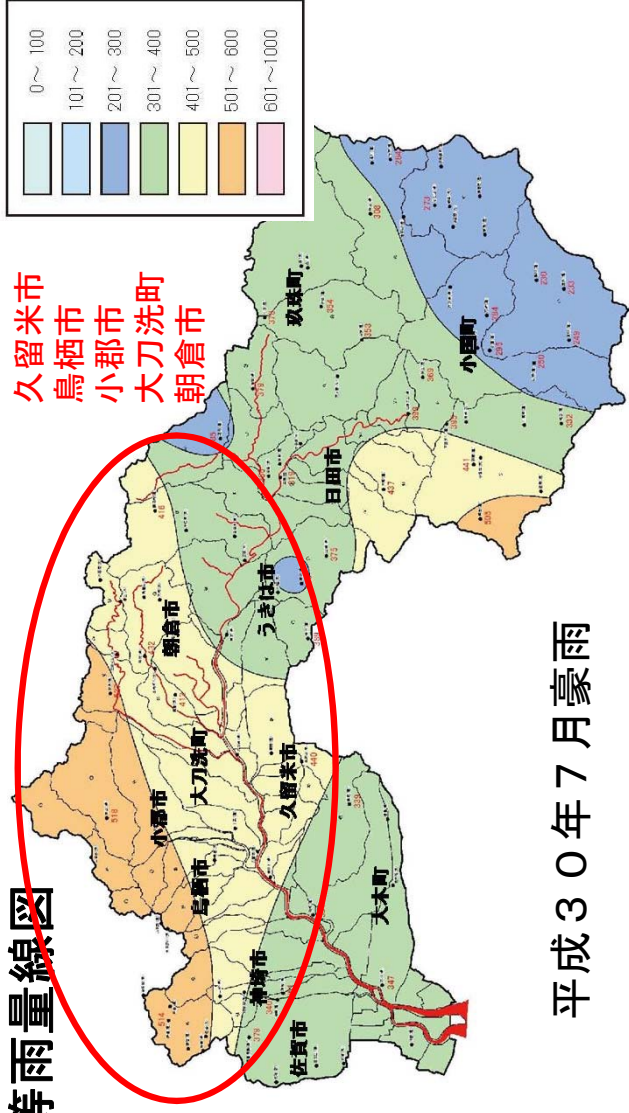


※ (平年値：1981～2010年の30年間の平均降水量)

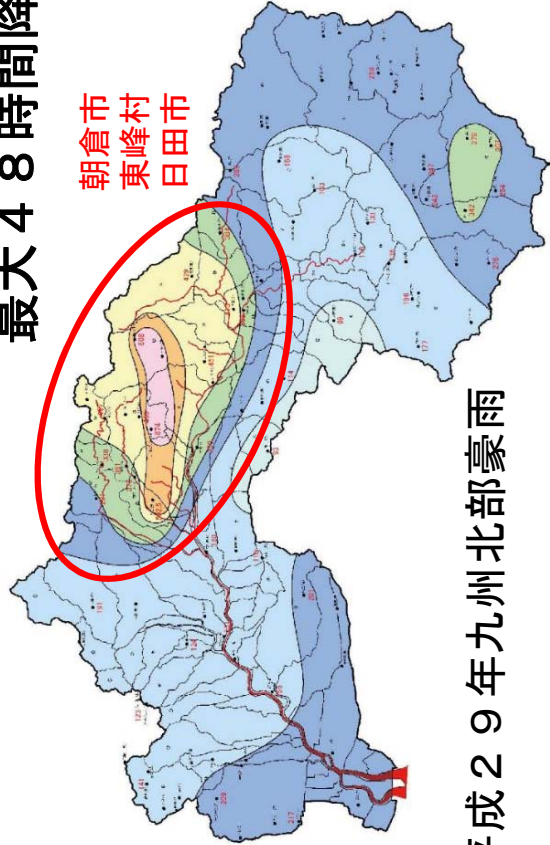
1. 降雨の概要①（降雨分布）

下図は、7月5日から7月7日における、流域内の各雨量観測所の最大48時間降雨を基に作成した等雨量線図です。200mm以上の雨が広範囲に降ったほか、特に久留米市、鳥栖市、小郡市、大刀洗町、朝倉市のある下流～中流域では400mm～500mmを越える大雨となり、河川水位の上昇や浸水被害の要因となりました。

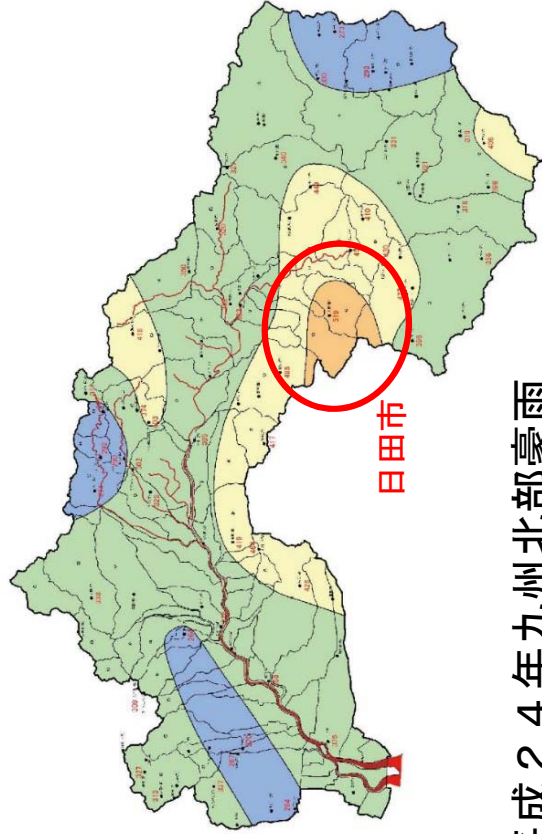
最大48時間降雨の等雨量線図



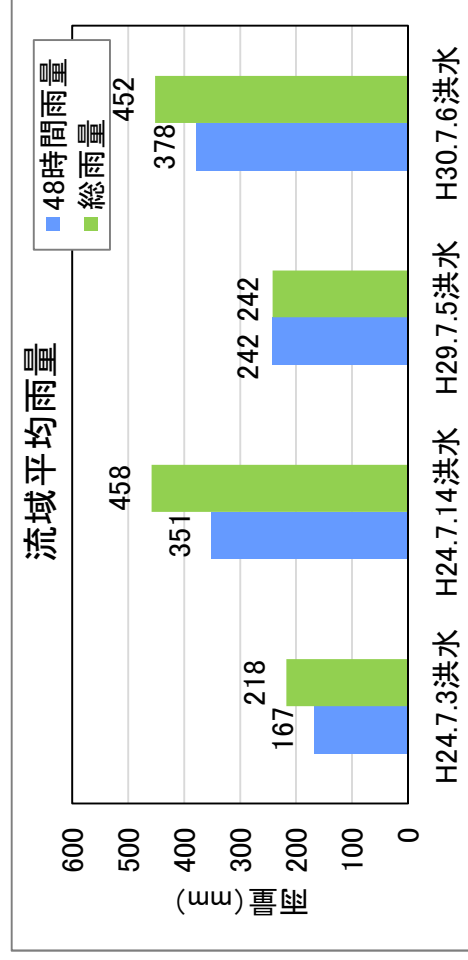
平成29年九州北部豪雨



平成24年九州北部豪雨



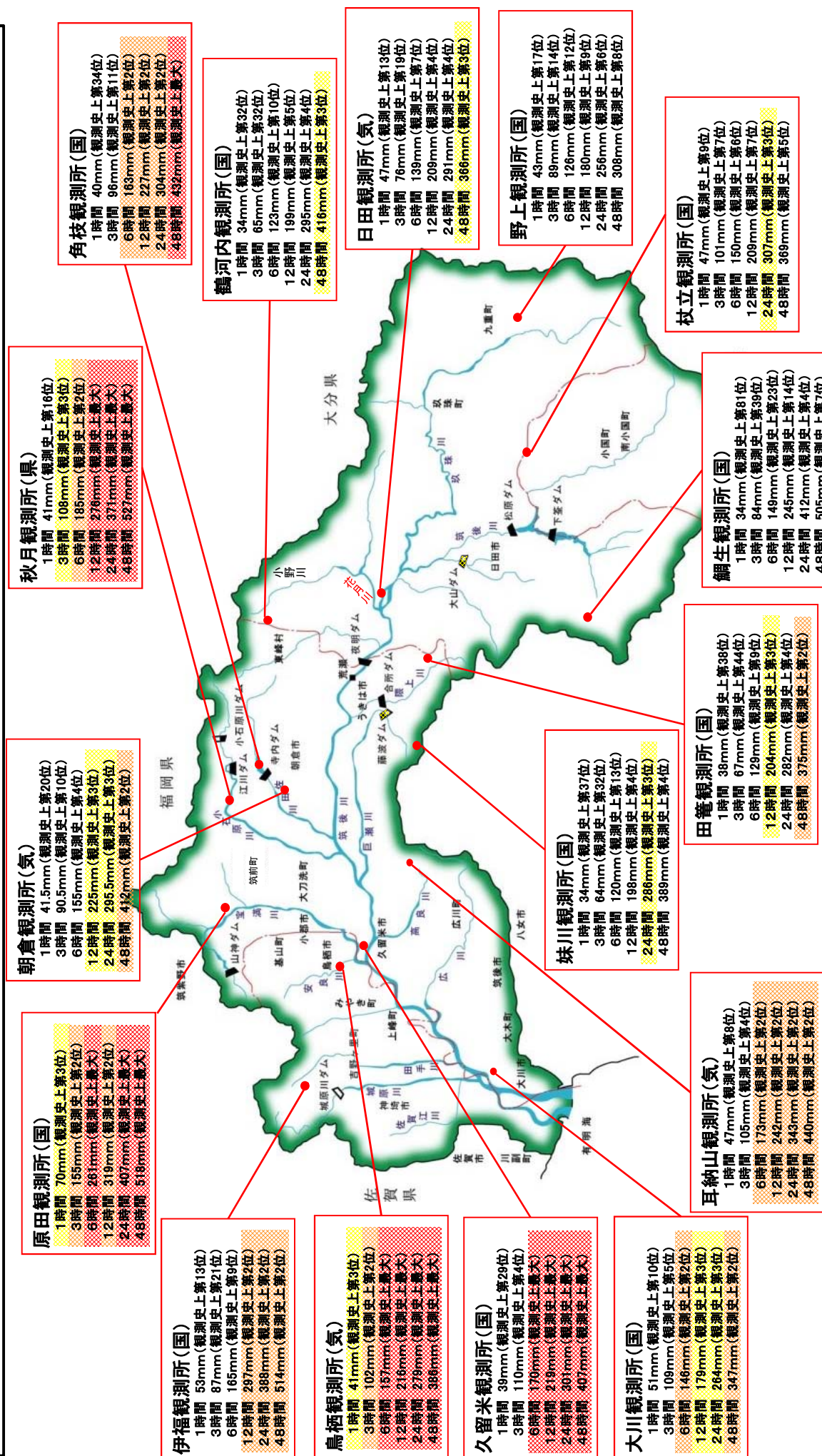
平成30年7月豪雨



※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

1. 降雨の概要② (降雨強度)

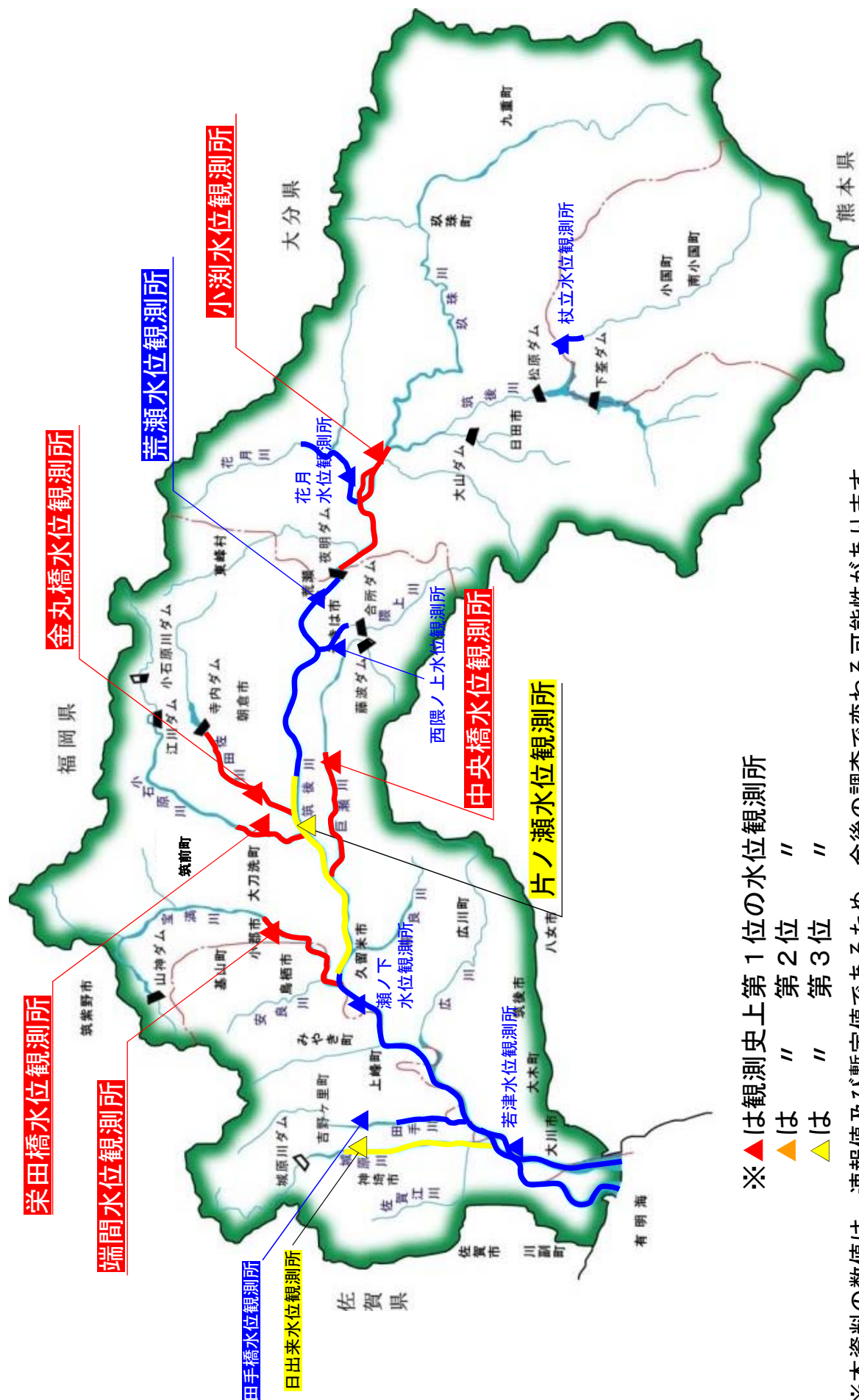
平成30年7月5日梅雨前線豪雨により、久留米市から鳥栖市、朝倉市にある観測所では、6時間～48時間雨量(中～長時間雨量)で観測史上最大の降雨強度を記録しました。



※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

2. 河川水位の概要

平成30年7月5日梅雨前線豪雨により、観測史上記録的な水位となった、小漕（日田市）、荒瀬（うきは市）、片ノ瀬（久留米市）間で（小郡市）、中央橋（久留米市）、栄田橋（大刀洗町）、金丸橋（朝倉市）の位置を下図のとおり示します。



※ ▲は観測史上第1位の水位観測所
 ※ ▼は " 第2位 "
 ※ ▼は " 第3位 "

※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります。

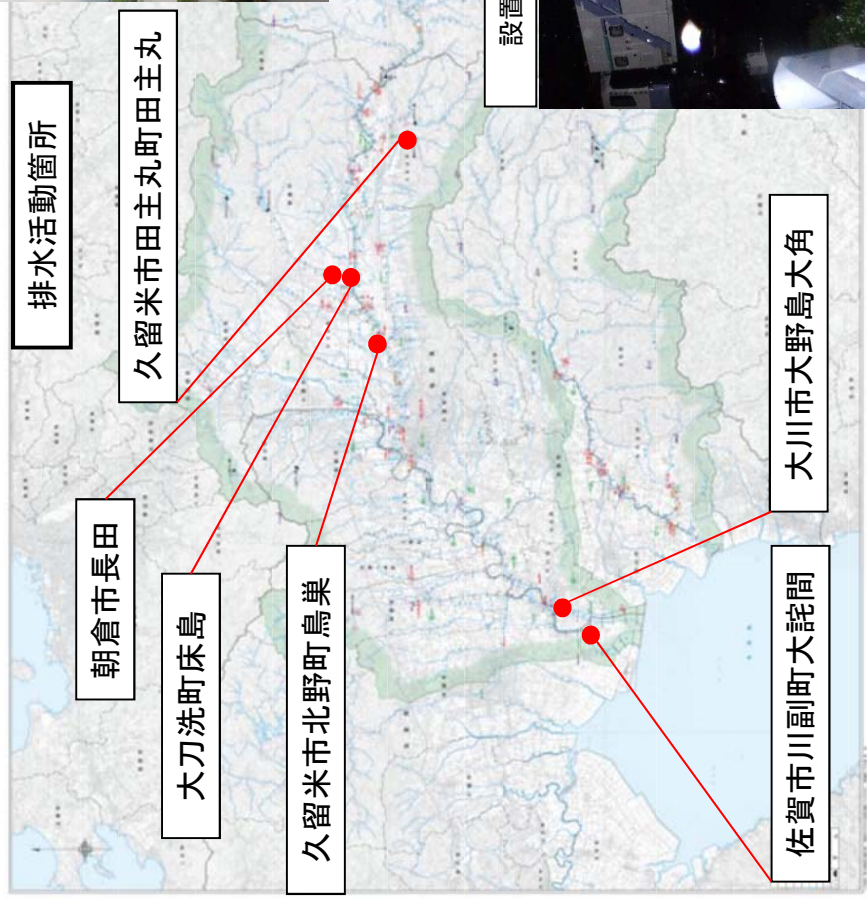
3. 排水機場稼働状況 (排水ポンプ車活動)

次の地区に排水ポンプ車を設置し排水活動を行いました。

○筑後川	右岸	4k640	大川市大野島大角地区	(排水量	60m3/分)
○筑後川	右岸	35k580	久留米市北野町鳥巢地区	(排水量	60m3/分)
○早津江川	左岸	2k700	佐賀市川副町大詫間地区	(排水量	30m3/分)
○巨瀬川	左岸	9k400	久留米市田主丸町田主丸地区	(排水量	60m3/分)
○佐田川	左岸	0k380	大刀洗町床島地区	(排水量	30m3/分)
○佐田川	左岸	0k720	朝倉市長田地区	(排水量	30m3/分)



排水ポンプ車



排水活動箇所

朝倉市長田

大刀洗町床島

久留米市北野町鳥巢

久留米市田主丸町田主丸

佐賀市川副町大詫間

大川市大野島大角



久留米市長
排水状況確認



設置状況(久留米市田主丸町)

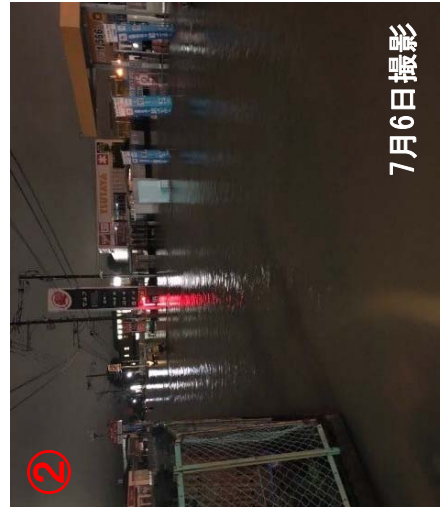
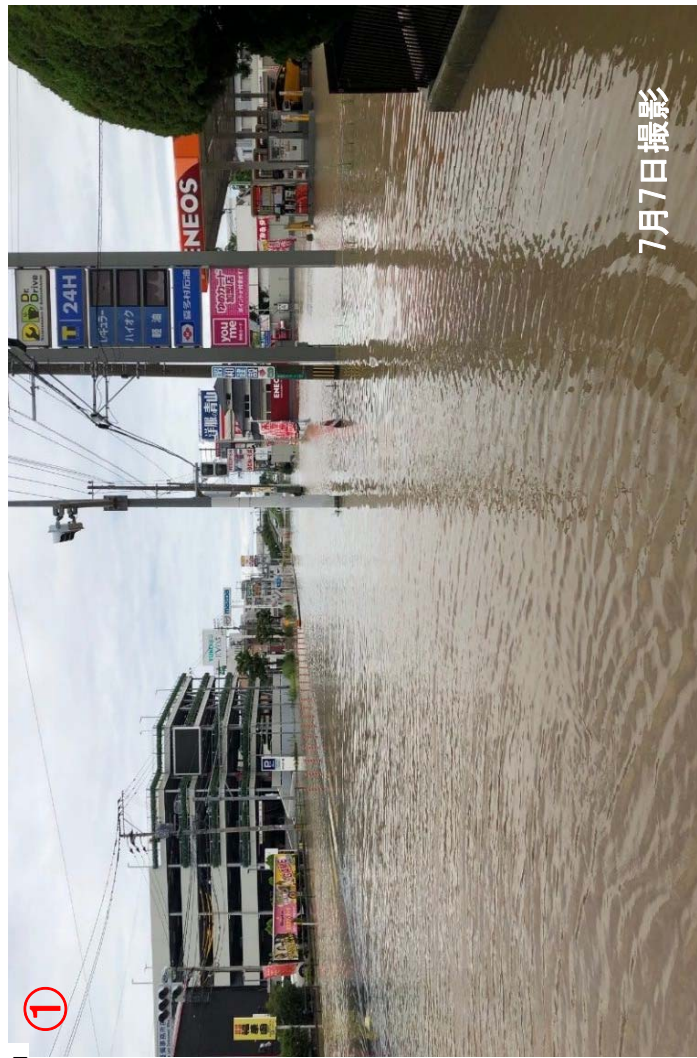
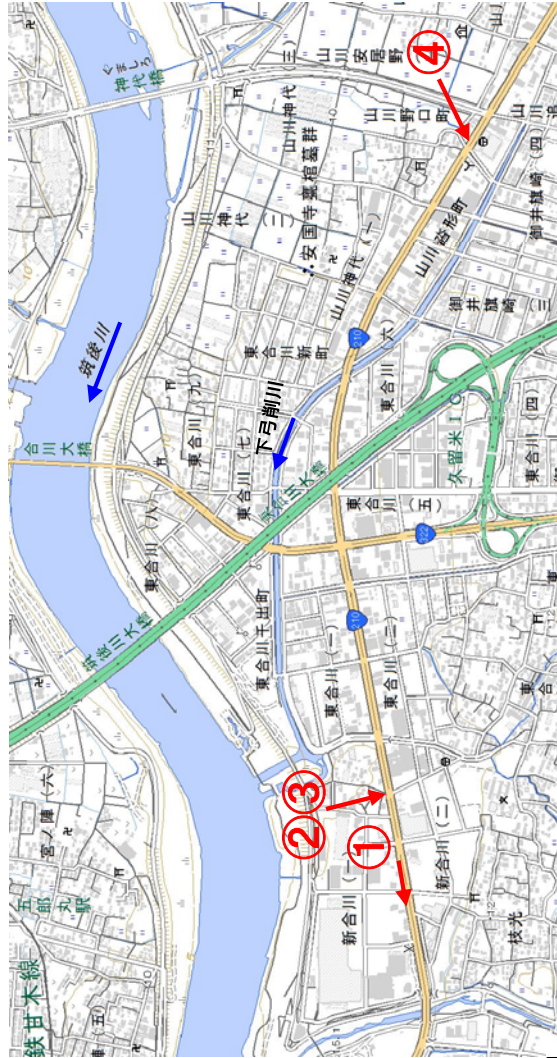


排水状況(久留米市北野町鳥巢)



排水状況(大刀洗町床島)

4. 久留米市街部浸水被害状況



4. 久留米市街部浸水被害状況（平成30年7月豪雨）

浸水状況（久留米市浮島～神埼市千代田町）



平成30年7月7日 撮影

浸水状況（久留米市浮島～神埼市千代田町）



平成30年7月7日 撮影

浸水状況（久留米市）



平成30年7月7日 撮影

浸水状況（大刀洗町～久留米市）



平成30年7月7日 撮影

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

1. 自助・共助による避難

1) 防災意識の啓発

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
朝倉市	自助・共助による避難、防災に対する住民意識の向上	防災講座や市イベント等で啓発していく
筑前町	浸水想定区域の防災意識が低い。	避難訓練の実施
久留米市	災害リスクの事前周知	出前講座等を活用した啓発
佐賀市	災害時に“逃げようとしないう”人々をどうやって逃がすのか、“逃げられない”人々をどうやって逃がすのか。	・出前講座等で防災意識の啓発を行う ・住民ひとりひとりが、自分から情報を取りに行きような意識改革が必要 ・自主防災組織の設立を積極的に促進する ・日頃から地域でのコミュニケーションを促す
筑後市	平成30年7月豪雨では、矢部川沿いの3校区2,693世帯6,896人に対して避難準備情報が発令したが、実際に避難されたのは29世帯 47人だった。	—
佐賀県	避難勧告等を受け、実際に避難した人が少なかった。	県民の防災意識の改善が必要と考え、来年度から広報・啓発事業の実施を検討中

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

1. 自助・共助による避難

2) 自主防災組織

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
うきは市	・自主防災組織の結成促進と活動できる組織の育成 ・近くの安全な場所(応急避難所)を自主防災組織で指定する。	自主防災組織の育成推進。
みやま市	行政区(自治会)を単位とした自主防災組織の設立を推進しているが、設立数が伸び悩んでいる。	引き続き、地域での学習会等を通して自主防災組織の育成推進に取り組む。

3) 自助・共助による避難

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
柳川市	自助・共助による避難	避難行動要支援者の名簿登録を福祉課にて再度行っている。

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

2. 安全な場所への早期避難

1) 避難判断基準

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
久留米市	中小河川の避難情報発令	中小河川の避難判断基準の策定
日田市	避難勧告等について「空振り」を恐れずに、早めに発令することを心がけているが、実態としては避難情報(準備、勧告、指示)を出しても、実際に避難所へ避難する人数があまり多くない。 (発令対象範囲が広いため、危機感が伝わらない可能性があるのではないか。)	無理に避難所へ避難する必要はない(近くの安全な場所への避難や動くことかえって危険な場合もある)と考えるが、今後も早期避難の重要性を啓発し、推進していく上で、避難対象地区については、できるだけ狭い範囲で出す方が、住民へ危機感が伝わりやすいと考える。(広範囲過ぎて、自分の場所が本当に危険かわからないと言った意見も頂戴した。)しかしながら、多くの範囲を対象とすると、地域の選定、避難所の選定、放送文の作成・準備、エリアメール、防災メール等の作成・準備など、発令までに相当の時間を要することになり、迅速な発令への支障にもなる。また、発令しなかった箇所で災害が起きたとき(見逃し)の説明責任等が発生する懸念もある。

2) 避難所の指定

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
久留米市	指定避難所の浸水リスク	災害種別に応じた避難所の指定
広川町	避難時に指定避難所へ行くことができない、学校のどこに避難すればいいのか、場所がわかりにくいとの報告があった。	避難所運営マニュアルの見直しの実施。 住民には平常時より避難所の確認をし、指定避難所へ必ず避難するのはではなく、豪雨時には避難経路・状況を考えて、一時避難所・退避所を設定するよう周知していく。

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

2. 安全な場所への早期避難

3) 避難所の開設

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
小郡市	避難所の設置・運営に関して、適切なタイミングでの開設ができなかった。	施設管理者による避難所開設と運営支援体制の構築について検討する。
広川町	避難所の運営にかかる毛布・マットなどの生活用品等が不足している。	次年度より整備を進め、企業との協定も見直し、確認を行う。

4) 避難行動要支援者

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
大牟田市	避難行動要支援者の個別避難計画の策定が進んでいない。	ケアマネージャーとの連携も図りつつ継続して取り組んでいく。

5) 避難誘導

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
大木町	人の命を奪うような大水害の発生頻度が低い地域での、避難行動の説明の難しさ(避難所への避難がcaえって危険な場合など)	自主防災会の研修などにより、本町における避難行動の説明を行う。

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

3. 情報収集・情報共有の効率化

1) 情報収集

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
小郡市	情報収集体制が不十分であり、初動対応の遅れに繋がった。	災害対策本部設置運営訓練の実施により、情報連携体制を構築していく。
みやき町	いろんな問い合わせ等が集中し、被害箇所や冠水、通行止め箇所等の把握ができなかった。	早い段階で協議をし、住民への避難情報発令を前提に各部で対応を開始してもらう。

2) 情報共有

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
筑前町	情報共有の効率化	システムを導入し関係部署との情報共有

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

4. 情報伝達手段の強化・多様化

1) 情報伝達手段の強化・多様化

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
鳥栖市	防災無線の放送が雨音に消されて聞こえなかった。	情報伝達手段の強化・多様化。これまでの情報伝達ツールに加えて戸別受信機の導入を検討。
柳川市	情報伝達手段の強化	防災無線の増設を検討している。
吉野ヶ里町	情報伝達手段の強化	各家庭への確実な情報を伝達するための検討実施中。
福岡県	情報伝達手段の強化・多様化	平成31年度より、防災情報システムの運用開始。防災情報システムを利用し、緊急速報メール、防災メール、アラートへの防災情報の一括発信を可能とした。
みやま市	防災無線での情報伝達には限界があるため、情報伝達手段の多様化が必要である。	新たな情報伝達手段を模索している。
小郡市	防災無線による放送が聞こえないとの意見があった。	防災無線の放送内容の電話による自動応答・HPへの放送内容の自動掲載システムを導入した。 (株)ヤフーと災害協定を締結し、ヤフー防災速報アプリによる災害情報の配信が可能になった。

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

4. 情報伝達手段の強化・多様化

2) 要配慮者へ伝達手段

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
大刀洗町	現在、避難勧告等の住民へ周知は、エリアメール、防災メールまもくん、ホームページ、フェイスブック、広報車、行政区長への電話連絡、各校区のコミュニティセンター長及び民生委員への電話連絡にて実施しているが、 要配慮者(高齢者・障害者・妊婦・幼児等)や避難行動要支援者に対し、より迅速かつ確実に伝達する手段が必要	住民への伝達者となる行政区長等へ、より迅速かつ確実に防災情報を伝達するため、行政関係者への戸別受信機の設置を予定

3) 伝達する情報

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
久留米市	住民が必要とする情報の提供と伝達方法	住民が必要とする情報の把握、提供 水位計や監視カメラの設置及び映像配信

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

5. 防災体制の強化

1) 人材の確保

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
大木町	防災体制の強化(人材育成と防災・消防機関経験者等のOBの人材登用の難しさ ＝人材を探す手段)	危機管理官の募集を引き続き積極的に行う
大木町	防災士の活用と自主防災会組織の維持・活動の継続	防災士取得に向けてのプログラムを構築する

2) 災害対策本部の運営

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
小郡市	災害対策本部の運営に関して、状況の変化に伴う配備態勢の移行、避難所の開設、避難情報の発令などの判断基準や判断時期、意思決定の手順などを十分に理解し、内容を把握する必要がある。	地域防災計画等各種計画の見直しによる災害対策本部体制等の災害対応体制の再構築や、災害対策本部設置運営訓練(本部設置運営訓練、災害対応訓練)の実施。

③平成30年7月豪雨における現状の課題と改善策(案)

6. その他

1)ハード対策

自治体名	現状の課題	改善策(新たな取組)
久留米市	排水ポンプの増強や河川整備(ハード対策)	国、県との内水対策検討
筑前町	ため池の防災対策	ため池整備、ハザードマップの作成

【平成29年九州北部豪雨災害からの教訓】

当災害では朝倉市から東峰村・日田市にかけての集中的な豪雨により、大量の土砂と流木が家屋ごと押し流し、多数の犠牲者が生じた。これにより、特に避難することの重要性が改めて認識された。

目指す（強化すべき）取組

- **自助・共助による避難**：住民自ら住んでいる地域を知り、災害の危険を認識しながら、住民同士の呼びかけも含め早期避難が重要。
- **安全な場所への早期避難**：山間地などでは屋内避難（垂直避難）だけでは安全の確保が難しい。
この他、「**情報収集・情報共有の効率化**」や「**情報伝達手段の強化**」についても推進する。

【平成30年7月豪雨災害からの教訓】

当災害では長時間にわたる降雨と、筑後川本支川の水位上昇後の降雨により筑後川中流を中心に内水被害が発生した。流域内での犠牲者はでなかったものの、**住んでいる地域に対する認識度合いや避難率の低さが課題**としてあげられた。

現施設では防ぎきれない洪水は必ず発生する～

- ① **危険な場所を知る**：自治体配布の防災マップやポータルサイト、浸水ナビ等で確認。
- ② **危険な時を知る**：TV、ラジオ、スマホ等で自治体からの避難情報や気象情報等入手。
- ③ **どう行動するか検討**：過去の浸水被害の語り継ぎ（伝承）、地区単位での避難訓練（避難のタイミングや避難場所までの安全な経路確認など）

『逃げ遅れ“ゼロ”を目指すため、地域住民一人一人が 防災意識を高め行動に移すことが重要』

1. 関係機関が連携して防災教育（小学校等）を推進していく。
2. 地区防災マップ等を活用し、要配慮者のサポートも含めた避難訓練が必要。
3. どういうリスクを抱えているところに住んでいるのかを正しく認識し、自律的に対応できるようになるための方策を住民と行政が共同して作ることが重要。

減災対策協議会スケジュール (案)

1. これまでの経緯

協議会	H27	H28	H29	H30
筑後川上流部 筑後川中・下流部 矢部川	準備会	H28. 5 第1回協議会 H28. 7 第1回幹事会 H28. 8 第2回協議会 H28.11 第2回幹事会	H29. 4 第1回幹事会 H29. 6 第1回協議会 H29.11 第2回幹事会	H30. 5 第1回幹事会 H30. 6 第1回協議会 H30. 8 臨時幹事会 H30.12 第2回幹事会

2. 令和元年度の予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年度 以降
平成31年度			6月5日 第1回 合同協議会										出水期前 第1回 協議会
	4月25日 第1回 合同幹事会							11月 下旬 第2回 幹事会					出水期前 第1回 幹事会